

その1 三重県の委託料に関する事務執行状況

目 次

第1 外部監査の概要	1-1
1. 外部監査の種類	1-1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1-1
(1) 外部監査の対象	1-1
(2) 外部監査対象期間	1-1
3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1-1
4. 外部監査の対象とした範囲	1-1
5. 外部監査の方法	1-2
(1) 監査の要点	1-2
(2) 実施した主な監査手続	1-2
6. 外部監査の実施期間	1-3
7. 外部監査人補助者の資格と人数	1-3
8. 利害関係	1-3
第2 外部監査対象の概要	1-4
1. 三重県における委託料の推移	1-4
2. 監査対象とした委託契約の概要	1-4
3. 委託契約事務の概要	1-5
(1) 委託契約事務の流れ	1-5
(2) 委託契約の方法等の意義について	1-7
4. 委託契約事務に係る三重県の取り組み	1-10
(1) 外部委託に係るガイドラインの策定	1-11
(2) 入札および契約制度改革	1-12
(3) 見積もり合わせ業者選定数について	1-12
(4) 物品リース契約・業務委託等に係る債務負担行為設定指針の策定	1-13

第3 監査の結果	1-14
1 . 委託料全般にかかる問題点の総括	1-14
2 . 個別検討結果の要約	1-17
3 . 個別詳細検討結果	1-25
(1) キャリアカウンセリング事業	1-25
(2) 総合文化センター管理運営費	1-28
(3) 人権啓発事業	1-38
(4) 人権啓発事業	1-42
(5) 重度障害児地域生活支援事業	1-44
(6) 森林公園利用促進事業費	1-46
(7) 地産地消・6次産業化実践支援事業	1-48
(8) 消防法関係免状交付・資格者講習事業費	1-50
(9) ネットワーク展開事業	1-52
(10) 公営住宅管理事務	1-54
(11) 港湾整備事業特別会計 管理費	1-57
(12) 職員健康管理運営費・教職員健康管理費	1-61
(13) 防火施設整備費	1-64
(14) 県立学校児童生徒等健康事業	1-69
(15) 学校運営費（養護学校）	1-73
(16) 道路維持修繕費	1-75
(17) 木曾岬干拓地整備事業費	1-89
(18) 河川維持修繕事業	1-95
(19) 県庁舎等管理事業費	1-97
(20) 汚水処理業務（松阪）	1-99

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。 ・ 文中の【指摘】は外部監査の結果に係ることであり、【意見】は外部監査の結果に添えて提出するものである。 |
|---|

包括外部監査の結果報告書

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項および第2項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

（1）外部監査の対象

三重県の委託料に関する事務執行状況

（2）外部監査対象期間

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

（但し、必要に応じて過年度に遡り、また平成15年度予算額も参考とする。）

3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

三重県は住民の満足度の向上を改革の理念とし、「分権・自立」「公開・参画」「簡素・効率」をキーワードに行政システム改革に取り組んでいる。このうち、「簡素・効率」については、政策・施策の実現に向けて官民の役割分担を明確にし、民間でできるものは民間に委ねるなど行政のスリム化に努めるとともに、効率的な行政を確保し、最小の費用で最大の効果をあげることが目的としている。その一環として「外部委託に係るガイドライン」を作成し、行政サービスの外部委託を積極的に進めてきた。

その結果、三重県が支出する委託料はその財政規模に比し、非常に多額になっており、かつ、委託先も多岐にわたってきている。また、三重県財政が逼迫していることから、委託先の選定や契約金額の決定が適正に行われているかどうかについて県民の関心も高まっている。このような状況に鑑み、委託料に係る事務執行が適正かつ効率的になされているかを監査することは有用であると判断し、当該事件を選定した。

4. 外部監査の対象とした範囲

三重県の委託業務は非常に広範囲に及ぶため、すべての委託料を対象とすることは困難である。そこで、平成14年度支出額が10百万円以上となる委託料を抽出し、対象とした。

ただし、三重県企業庁および環境部が委託した「RDF焼却・発電施設の整備および管理運営に係る事務執行委託業務」(総額2,227百万円)については、平成15年8月に発生した同施設の爆発事故に関連し、捜査当局に委託関係資料が押収され、入手が不可能であったこと、および監査委員が平成15年度定期監査の一環として、担当者へのヒアリング等によって三重ごみ固形燃料発電所の整備及び管理運営に係る事務執行について監査を実施していることから、外部監査の対象から除外した。

また、教育委員会所轄の公の施設のうち、条例を設けて管理運営している施設およびその管理を委託されている関連出資団体に関する委託料(総額1,096百万円)については当報告書「その2(公の施設の管理運営について)」において対象としているので、ここでは実施していない。

5. 外部監査の方法

(1) 監査の要点

委託料に係る仕様書、設計書等の作成およびその承認に関する手続は適切に実施されているか。

委託理由は妥当であるか。また、委託先の選定方法および入札手続等は適正に行われているか。

仕様書、見積書、予定価格調書、契約書、成果物、完成認定書、請求書等の必要書類は適正に作成、保管されているか。

契約内容(変更契約の場合はその変更内容)は契約書上明らかとなり、契約手続が適正に行われているか。

委託業務の監督、検査、検収手続は適正に行われているか。

委託料の支払いが適切に行われているか。

委託により効率化が図られているか。

(2) 実施した主な監査手続

監査対象とした平成14年度支出額10百万円以上の委託料について各部署および機関から、次の書類等入手、閲覧し、チェックリストを用いて、その合规性、有効性を確かめた。

No	書類名
1	仕様書、設計書（注）
2	執行（施行）伺い
3	納税証明書
4	見積書
5	指名審査会提出書類（指名業者選定理由書）
6	予定価格調書
7	契約保証金受領書および現金受入票
8	契約伺い（注）
9	契約書（注）
10	支出負担行為書（注）
11	再委託通知書
12	委託業務監督命令書
13	履行完了届け
14	成果物もしくは履行完了の確認資料
15	完成認定書もしくは物品検収調書
16	請求書
17	支出命令書
18	自己検査調書および点検表
19	平成 14 年度実績継続事務事業目的評価表

（注）変更契約がある場合は変更契約分も含めて入手した。

上記 の実施の結果、生じた疑問点、不明点等につき、各担当部局へのヒアリングおよび追加資料の提出を受け、詳細に調査した。

6．外部監査の実施期間

平成 15 年 7 月 11 日から平成 16 年 1 月 31 日まで

7．外部監査人補助者の資格と人数

公認会計士	6名
会計士補	1名
弁護士	1名

8．利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法 第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 外部監査対象の概要

1. 三重県における委託料の推移

平成12年度から平成14年度の決算額および平成15年度の予算額の委託料の金額並びに三重県全体の支出額に占める割合は次のとおりである。なお、以下に示す金額は、一般会計、特別会計および企業会計の合計数値である。

(表1: 三重県委託料の推移)

(単位: 百万円)

	平成12年度 決算額	平成13年度 決算額	平成14年度 決算額	平成15年度 予算額
委託料	40,539	42,081	39,199	38,438
県全体財政規模	916,072	896,135	851,487	803,720
比率(/)	4.4%	4.7%	4.6%	4.8%

「三重県提出資料より作成」

日本経済の長引く景気低迷により、三重県は主財源である税収の落ち込みが激しく、財政規模は平成12年度から平成14年度にかけて決算数値ベースで約7%も減少している。しかし、委託料については、緊縮財政下にもかかわらず、同期間内ではほぼ同額であり、財政規模に占める割合は、増加傾向にある。

これは、三重県が平成10年度より取り組んでいる行政システム改革において、行政のスリム化および効率化を達成するため、県が行う公共サービスの外部委託化を推し進めた結果である。具体的には、同年度に三重県は「外部委託に係るガイドライン(後述)」を作成するとともに、平成10年度から平成15年度までの「外部委託化実施計画」を策定し実行に移している。

2. 監査対象とした委託契約の概要

包括外部監査の対象とした平成14年度の委託料(10百万円以上)は、三重県全体の委託料に対し、金額ベースで44.9%である。これを契約方法別に示すと次のとおりである。

(表2: 外部監査対象とした委託契約の内訳)

(単位: 百万円)

契約方法	金額		件数	
	金額	割合	件数	割合
一般競争入札	1,410	8.0%	55	12.4%
指名競争入札	3,379	19.2%	192	43.2%
随意契約	12,814	72.8%	197	44.4%
合計	17,604	100.0%	444	100.0%

「三重県からの質問回答文書より作成」

件数では、随意契約および指名競争入札が各々40%超となっており、両者で大部分を占めるものの、金額ベースでは、随意契約が70%超を占めている。このような状況は、委託契約方法の原則である一般競争入札が極めて少なく、委託契約に係る競争性の確保に疑問を投げかけるものとなっている。

なお、表2には、「第1 外部監査の概要 4.外部監査の対象とした範囲」に記載したとおり、RDF焼却・発電施設に係る委託料(2,227百万円、2件)および教育委員会所轄の公の施設に係る委託料(1,096百万円、13件)は含まれていない。

3. 委託契約事務の概要

(1) 委託契約事務の流れ

委託契約に係る主要な事務フローは、次頁の図1に示すとおりである。
三重県の委託契約に係る事務手続きの流れを簡単に説明すると、

委託業務の内容や金額の積算等を具体的に記載した仕様書および設計書を作成し、当該業務の執行決裁を受ける(仕様書等作成手続)

委託業務の内容および金額に応じて、一般競争入札、指名競争入札および随意契約のいずれかの方法により契約の相手先を選定する(入札手続または随意契約理由)

契約の相手先の決定後、契約を締結する(契約締結手続)

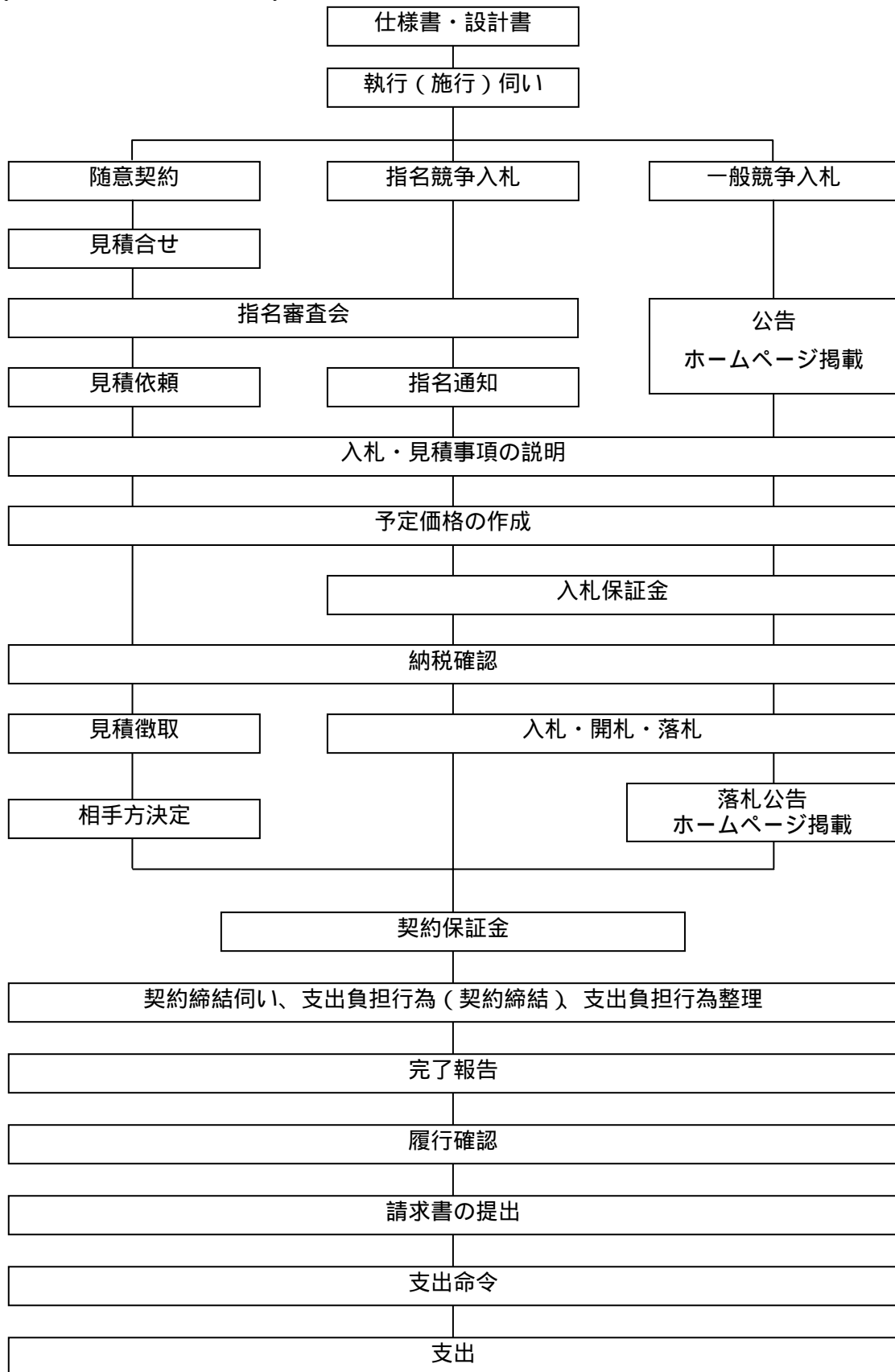
締結後は、受託者が委託業務を適正に遂行しているか進捗管理を実施し、業務完了に際しては、完了確認手続を行う(監督・検査・検収手続)

完了確認後、契約金額の支払いを行う(支払手続)

となる。

なお、「第3 監査の結果 3.個別詳細検討結果」では、上記 から について合規性の検討結果として記載している。

(図 1 . 契約事務の流れ)



「出納局提出資料より作成」

(2) 委託契約の方法等の意義について

委託契約の方法等の意義および地方自治法等の規定は次のとおりである。

(ア) 一般競争入札

(意義)

一般競争入札とは、公告によって不特定多数の者を誘因して入札によって競争を行わせ、その入札のうちから最も有利な条件をもって入札した者を選定してその者を相手方として契約する方法をいう。

三重県が締結する契約は、一般競争入札によることが原則で、以下に示す指名競争入札および随意契約は、特定の条件の下に認められている。

(規定)

入札参加者の審査

一般競争入札は、不特定多数の者に入札参加の機会を与えるものの、契約を履行することが不可能な者を契約の相手方として選定してはならないため、地方自治法および同施行令により、最低限の資格要件を定めている。

すなわち、地方自治法施行令第167条の4第1項では、「特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない」と規定し、同条第2項により、競争入札の公正な執行を妨害した者等具体的に入札参加させないことができる事例を列挙している。

入札の公告

一般競争入札は、不特定多数の者を競争に参加させることから、その旨を周知する必要がある。そのため、地方自治法施行令第167条の6第1項では、「普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加するものに必要な資格、入札の場所および日時その他入札について必要な事項を公告しなければならない」と、公告することを義務付けている。

(イ) 指名競争入札

(意義)

指名競争入札とは、地方公共団体が資力、信用その他について適切と認められる複数の者を選択してそれらのものを入札の方法により競争させ、最も有利な条件で申し込みをした者を選定し、その者との間に契約を締結する方法をいう。

(規定)

指名競争入札の実施要件

契約方法の原則は、一般競争入札であるため、指名競争入札は、地方自治法施行令第 167 条に規定する次の場合にのみ行うことができる。

-) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
-) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
-) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

指名競争入札参加者の指名

三重県では、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、通常、指名審査会に諮り、入札参加資格者名簿に登載された資格者の中から、個々の契約内容に従い指名することとなっている。指名人数は、三重県会計規則第 61 条により、原則として 5 人以上としなければならない。

指名通知

三重県では指名した入札参加者に対して、三重県会計規則第 62 条により入札に付する事項、入札説明会の日時場所等必要な事項を通知する必要がある。

(ウ) 随意契約

(意義)

随意契約とは、三重県が競争入札の方法によらないで、任意の特定の相手方を選択して、その者を相手方として契約を締結する方法をいう。

(規定)

随意契約の要件

随意契約は、無制限に認められると公正な契約制度の趣旨に反するため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項および三重県会計規則第 63 条により、次に掲げる事項に該当する場合のみ行うことができる。

) 予定価格が次に掲げる額を超えないもの

・ 工事又は製造の請負	2,500 千円
・ 財産の買入れ	1,600 千円
・ 物件の借入れ	800 千円
・ 財産の売払い	500 千円
・ 物件の貸付け	300 千円
・ 上記以外のもの	1,000 千円

-) 性質、目的が競争入札に適さないとき
-) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
-) 競争入札に付することが不利と認められるとき
-) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みがあるとき
-) 競争入札に付し入札者がいないとき又は再度入札に付し落札者がいないとき
-) 落札者が契約を締結しないとき

契約の相手方の選定

随意契約は、入札参加資格者名簿等から、任意の契約の相手方を選択することができる。しかし、三重県では各所属の指名審査会設置要綱等に基づき、一定額以上のものについては、指名審査会に諮る必要があるとともに、原則、執行伺い等に随意契約理由と根拠を明記し、決裁を受けなければならない。

見積書の徴収

随意契約による場合、三重県会計規則第 64 条により、予定価格が 100 千円未満の契約を除き 2 人以上の者から見積書を徴収しなければならない。しかし、同規則第 64 条の 2 に掲げる次の場合は、見積書の徴収を省略することができるとしている。

-) 官報、新聞等価格が一定しているものについて契約しようとするとき
-) 1 件の予定価格が 50 千円未満のものについて契約しようとするとき
-) 上記の) および) の場合について契約しようとするとき
-) 見積書を徴することが困難である場合

(エ) 指名審査会

(意義)

指名審査会とは、三重県において指名競争入札に参加することができる者の指名および随意契約の見積書を徴する相手方の選定方法等について審査するため、事務決裁及び委任規則に基づく決裁権者を含む県職員で構成された審議体である。

指名審査会は各所属で必要に応じて、設置要綱等により設置目的、組織、職務および議事等を定めることにより設置される。

(オ) 予定価格

(意義)

予定価格とは、三重県が契約を締結する場合にあらかじめ作成する契約金額の基準とする価格をいう。

(規定)

予定価格の作成

予定価格は、三重県会計規則第 65 条および第 66 条並びに会計規則運用方針第 66 条関係により、契約担当者（通常、所属のマネージャー専決）が、原則、作成しなければならない。

しかし、随意契約の場合、上記（ウ）の（ ）又は（ ）に該当する場合など契約担当者が特に必要がないと認めるときは、省略することができる。

予定価格の設定方法

三重県会計規則第 66 条等により、予定価格の設定方法は、次の事項に基づき行わなければならない。

- ）予定価格は、競争入札・随意契約に付する事項の総額について定めなければならない。
- ）一定期間継続して行う、製造、修理、加工、売買、供給、使用、運送等の契約の場合においては、単価について予定価格を定めることができる。
- ）予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例、市場価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡および履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

秘密保持

予定価格は契約の相手方の決定基準であるため、特定の者に知られた場合、その者にきわめて有利な条件を与えることになるので、直接契約に関わる責任職員以外のものを関与させてはいけない。

4 . 委託契約事務に係る三重県の取り組み

三重県では、平成 10 年度より「分権・自立」「公開・参画」「簡素・効率」の 3 つをキーワードに行政システム改革に取り組んでいる。「簡素・効率」の考え方は、「官民の役割分担を明確にして、民間でできるものは民間に委ねるなど行政のスリム化に努めるとともに、効率的な行政を確保し、最小の費用で最大の効果をあげ」ようとするものである。すなわち、政策・施策実現に向けて必要な取り組みを、

県が直接サービスを行うもの（直営） 県が外部機関に委託し、受託先がサービスを行うもの（外部委託化） 民間事業者のサービスに任せるもの（民営化）に分けて考えるものである。そこで、同年度に外部委託化を実行するための基準となる「外部委託に係るガイドライン」および平成 15 年度までの「外部委託化実施計画」を策定し、「簡素・効率」の目的達成を図るべく改革に取り組んでいる。さらに、外部委託した業務の効率化およびコスト縮減を達成するための取り組みを随時行っている。

三重県が実施する事業を外部委託するか否かの判断となる「外部委託に係るガイドライン」および事業を「外部委託」によって行うこととした場合の委託業務をより効率的に行うための取り組み（コスト削減への取り組み）の概要を示せば、以下のとおりである。

（１）外部委託に係るガイドラインの策定

平成 10 年度に作成された「外部委託に係るガイドライン」の要約は、次のようなものである。三重県では、当該ガイドラインに基づき、行政システム改革の一環として、可能なものから逐次外部委託化を推し進めている。

基本的な考え方

外部委託は、（ ）外部委託を実施することにより、総体として効率性が拡大するか否かを検証すること（ ）合理的な理由なく、委託組織の長期固定化、業務の独占などが生ずることがないように透明性をもった委託手続をとること（ ）定期的に見直しを実施するシステムを確立すること（ ）住民サービスの低下を招くことのないようにすること、の 4 点に留意し、業務の実態を把握した上で順次図っていく。

検討対象業務の主な類型別方向性

検討対象業務を主に次の 4 つの体系に分類して、各々の業務の性質に応じて外部委託化の方向性を位置づけている。

（表 3：外部委託化の類型別方向性）

類型	具体的事例	外部委託化の検討対象	外部委託化に係る留意点
現業業務	守衛業務 公用車 運転業務 給食業 務等	基本的にすべて検討対象とする。	契約書条項等により、守秘義務の徹底遵守 契約書条項等により、責任の所在を明確化 現在従事している職員の適切な処遇

類型	具体的事例	外部委託化の検討対象	外部委託化に係る留意点
定型的業務	各種統計・調査業務、受付業務、電算入力作業等	個人情報を伴う業務を除き、検討対象とする。	契約書条項により、精度、確実性、信憑性を担保し、かつ、責任の所在を明確化する
施設管理・運営業務	図書館・美術館等の県有施設の管理・運営業務	公権力を行使するような指示・指導業務や行政判断を伴うものを除き、検討対象とする。	契約書条項等により、責任の所在の明確化 財団法人等を委託先とする場合は、安易に新設するのではなく、既存法人等を活用する
試験研究・検査業務	農業技術センター、保健所等が行う検査や試験分析	緊急・迅速な検査等、法定検査等、ノウハウの取得・蓄積目的の検査等を除き、検討対象とする。	契約の公平性および検査等結果の客観性を担保する 守秘義務および責任の所在を明確化する

(2) 入札および契約制度改革

平成 13 年度に、公共工事における入札・契約制度の適正な競争と品質の確保をさらに確実なものとするため、有識者等による入札・契約制度検討会議を立ち上げ、平成 14 年度に「入札および契約制度改善への指針」を策定し、平成 14 年 6 月および平成 15 年 7 月に入札および契約制度の改正を行っているが、委託業務に関する主たるものは、次に示すとおりである。

地域公募型制度指名競争入札（70 百万円未満の契約）の導入
 予定価格の事前公表
 談合行為確認時の制裁措置として契約書に違約金の徴収を追加
 第三者による入札監視等委員会の設置

(3) 見積もり合わせ業者選定数について

三重県会計規則では、1 件 100 千円未満の契約は、見積書の徴収を省略することができるが、会計規則運用方針（通達）においては、競争性の確保の観点から、1 件 100 千円未満の契約についても必要に応じて 2 者以上から見積書を徴取することを求めている。また、平成 15 年度から施行された具体的手続を定める「事業者選定取扱要領」は各部局で作成するものであるが、出納局では、競争性の確保の観点と事務手続の円滑化を比較検討して、次のとおりの予定価格金額に応じた標準の見積事業者選定数を示している。

(表4：標準見積事業者選定数)

予定価格	事業者数
10 千円未満	1 者
10 千円以上 200 千円未満	2 者
200 千円以上 500 千円未満	3 者
500 千円以上	4 者

(4) 物品リース契約・業務委託等に係る債務負担行為設定指針の策定

平成 12 年 10 月 30 日付けで「物品リース契約・業務委託等に係る債務負担行為設定指針」を策定した。これは、単年度契約になじみやすく、かつ政策的判断を伴わない事務に係ると思われる「物品リース契約」および「業務委託等」について、事務処理の一層の適正化、効率化を図るとともに、受注者の長期固定化や業務の独占などが生じないよう、競争性、透明性を確保・促進する観点から債務負担行為を設定する場合の取扱いについての指針である。

当該指針策定に伴い、予算の会計年度独立の原則に対する例外である複数年契約を締結することが従来よりも容易となり、スケールメリットを生かしたコスト縮減に寄与するものである。

第3 監査の結果

1. 委託料全般にかかる問題点の総括

「契約」の締結に関し、地方自治法第234条第1項では「契約」は一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする規定し、さらに同条第2項では指名競争入札、随意契約又はせり売りは政令で定める場合に限りこれによることができるとしている。これは、随意契約等を無制限に認めると公正な契約制度の趣旨に反するであろうことから定められたものと解される。

この法の趣旨を受け、三重県では平成10年度に「外部委託に係るガイドライン」を設けるとともに平成13年度には「契約事務の手引」を策定し契約手続の詳細なマニュアル化を実施していることは、「第2 外部監査対象の概要」で触れたところである。そして、上記ガイドラインに則り三重県では多くの業務について外部委託を進めている。

委託料に関する事務の執行状況について外部監査を実施したが、その結果の概要は以下のとおりである。

(1) 委託事業の種類・仕様内容によっては企画提案コンペ方式(以下コンペという)によって業者を選定する方が、競争入札による場合よりも総合的な効率性といった面からは合理的な場合がある。競争入札においても公平性は当然に要求されるが、コンペは価格以外にも企画性、独創性、あるいはインパクトや表現力といった多様な要素が加味されてくることからコンペの実施段階での公平性がより強く担保される必要がある。今回の委託料監査の過程でもその点について検討を実施したが、結果からは公平性が十分に確保されていたとは言い難い事例も見受けられた(例えば、キャリアカウンセリング事業の再就職支援セミナー、人権啓発事業における人権啓発テレビスポットの制作および放送業務)。

三重県では「調査委託契約実施要綱」のなかで、コンペを実施しようとする場合は、あらかじめ「取扱指針」、「実施要領」および「選定要領」(以下「指針等」という)を策定するものとしている。これを受けて各担当部局では「指針等」を設けるとともにコンペを実施する場合の細則を具体的に定めているが、その運用面においては各部局において温度差があるように思われる。コンペの公平性に疑問を残さしめないためにも、「指針等」の趣旨をよく理解し、手続実施の面においても慎重な対応をすべきである。特に、選定委員とコンペ参加業者との間における経済的および身分的な独立性には十分な配慮が必要である。

(2) 委託業務のなかには委託先が請け負った業務をさらに第三者に委託する、所謂、再委託が行われているものがある。監査の過程において非常に高い再委託率を示している委託業務が見受けられた(例えば、県立学校児童生徒等健康管理事業の

心臓検診業務委託では、平成 13 年度で 89.2%、平成 14 年度で 89.3%の再委託率であった。再委託は県が承諾すれば認められるものであるが、再委託率の高い委託事業については、当該事業を第一次の業者に委託することの意義（効率性）に疑問が残る。

業務の効率性、すなわちサービスとコストとの比較の面からは、外部委託すべき業者の選定に十分な配慮がなされるとともに外部委託にかなう事業であるか否かの検討も必要である。例えば、森林公園利用促進事業のように平成 14 年度において一部の業務を除き外部委託を止め県の直営事業（平成 15 年度からは全面移行）とすることによって、県民サービスへの拡大がなされたものもある。

（3）委託業者を決定する手続きにおいては公平性、透明性等が求められる。委託料の積算等においても同様である。委託料の積算が不透明では業者決定の妥当性について説明ができないが、一方、委託料の算定方法を明確に示しえたとしても、その後のフォローがなければ委託料の支払いに疑義が残る。

入口を明るくしても出口が暗ければ人は安心して歩けないのと同じで、委託料の透明性を高めようとするならば、入口ばかりに重点を置いては目的を達することはできない。いくつかの事業においては委託先の決算書と県知事に提出される収支報告書に差異があったし、さらには収支報告書の提出が大幅に遅延していてもそれに対し十分な対応がなされていないといった事例もあった。これらに関しては出口、即ち委託料の支出先での使用内容あるいは決算内容の検証の部分についてもっと明かりを当てるべきである。委託事業が経済性・効率性等の観点から見て妥当なものであったと言えるためには、必要なことである。

（4）委託契約の方法としては、一般競争入札、指名競争入札および随意契約があるが、比率から見れば随意契約によるものが圧倒的に多い。監査の対象とした委託契約においてもその割合は金額にして 72.8%、件数でも 44.4%にのぼる。

特殊な業務であるため継続して同一の業者と契約することの方が効率的であると云うのが随意契約の有力な理由の一つとなっている。また、なかには地方自治法および条例によって委託先を限定されていることを理由としているものもある（例えば、三重県住宅供給公社）。

港湾整備事業の事務委託（津ヨットハーバー）は昭和 51 年に当初契約を結び、その後三度の部分的変更を経て昭和 60 年 5 月以降、約 18 年間改定しないまま今日まできている。この委託事業では委託料の算定根拠も昭和 59 年度に、前年度の県施設利用料収入の 2 分の 1 として決定されて以来、平成 12 年度および同 14 年度にその妥当性についての検証をおこなったものの、概ね現行の委託料と大きな乖離がなかったことで現在まで変更されていない。より合理的な算定方法への見直しが必要である。

一般的には、長期にわたり一者随意契約で継続している理由に効率性が挙げられるが、その効率の優れていることについて客観性をもって説明するためには観念的ではなく、数値等実証をもって示すことが必要である。

(5) 委託料の妥当性に直接関連しないが、監査の過程において発見されたものとして、本来の事業そのものの継続性、経済性に疑義が存するのではないかと思われる委託事業にネットワーク展開事業があった。

県財政が逼迫している現状、および当該事業の規模の大きさから、報告書の中で開示することが必要ではないかといった観点から個別意見で取り上げた。

(6) 平成 15 年 9 月 2 日施行で地方自治法の改正があり、公の施設に関する管理委託制度が改められ、新たに「指定管理者制度」が導入された。その概要は、当報告書の「その 2 公の施設の管理運営について」の「第 2 外部監査の概要 3 . 三重県における公の施設に係る方針」に記載している。

「その 1 委託料に関する事務執行状況について」で取り上げた委託事業についても、従来の委託方法に代えて「指定管理者制度」の導入を検討すべきではないかと考えられる事業として、例えば、(2)の総合文化センター管理運営費や(10)の公営住宅管理事務、あるいは(11)の港湾施設管理事務がある。

民間業者の優れたノウハウを活用することで効率化が見込めるものについては積極的に導入する方向で検討されることを推奨するものである。

2. 個別検討結果の要約

監査対象とした委託料のうち、個別に指摘もしくは意見を述べるべきと判断した委託事業に付いては「3. 個別詳細検討結果」に記載しているが、その指摘事項および意見を要約すれば以下のとおりである。なお、下記要約は個別詳細検討結果から集約したもので、必ずしも当該個別詳細検討結果の内容をすべて網羅したものであるのではない。

No	事務事業名 (委託契約名) 【委託先】	委託料 (千円)	担当部局 チーム名	監査の過程で発見された事項等の要約
1	キャリアカウンセリング事業 (再就職支援 セミナー委託) 【(株)東京リーガル マインド】	18,918	生活部 緊急雇用 対策 プロジェ クト グループ	<p>企画提案コンペ参加資格の県の確認が遅れたことにより、1社の参加機会を奪う形となった。企画提案コンペ参加資格につき事前に慎重なチェックを行い、公正なコンペが行われるための事前確認を徹底する必要がある。</p> <p>【指摘】 上記は手続上の誤りであるが、それが後日発見された場合には、検証可能性を確保するため、その証跡を明確に残しておく必要がある。</p> <p>【意見】</p>
2	総合文化センター 管理運営費 (三重県総合文化 センター管理運営 委託) 【(財)三重県文化 振興事業団】	638,081	生活部 経営企画 チーム	<p>市町村との連携だけではなく民間業者との現在のタイ・アップ等をより積極的に推進し、多くの県民が総合文化センターへ足を運ぶインパクトのある企画を提供していく必要がある。【意見】</p> <p>振興事業団から再委託されている支出には、特命随契にて契約されているものが多い。指名競争入札や一般競争入札への変更、複数年契約の採用等、全体的に入札方法、委託契約内容の見直しを検討すべきである。【意見】</p> <p>三重県からの委託料が財団法人等を経由して再委託先へ支出されている場合、財団法人等では業者との委託契約を締結するにあたり委託者である三重県と同じスタンスで取り組む必要がある。このことにつき三重県の各部局各チームは指導・監督する責任がある。【意見】</p>

No	事務事業名 (委託契約名) 【委託先】	委託料 (千円)	担当部局 チーム名	監査の過程で発見された事項等の要約
3	<p>人権啓発事業</p> <p>(人権啓発テレビ スポットの制作お よび放送業務委託)</p> <p>【(株)メディアート 中部支社】</p>	21,800	生活部 人権セン ター	<p>企画提案コンペの選定資料を閲覧した結果、次のような事項が発見された。</p> <p>(1)コンペの選定項目の「実効性」につき、選定委員はよく理解していたか疑問である。【意見】</p> <p>(2)コンペ選定表の記入が鉛筆書きでなされているが、資料改ざん防止のためボールペン等による記入を徹底すべきである。【指摘】</p> <p>(3)選定委員の代理出席の際は、委任状等の一定の書類の提出が必要ではないか。【意見】</p> <p>(4)選定表に選定項目ごとの評点が記入されていない等不適格と判断される事例があった。十分な事前説明をする必要がある。【意見】</p> <p>選定委員を選任する指名審査会での審査の過程、そして選定項目の設定の際の配慮、選定委員への事前の十分な説明、選定過程における不適格な具体的記載事例の開示など改善すべき点が多々あるものと判断する。【意見】</p>
4	<p>人権啓発事業</p> <p>(三重県人権フォーラム事業委託)</p>	10,000	生活部 人権セン ター	<p>当事業における収支決算書は平成12年度からの3年間すべて10,000千円で収支が均衡しているが、実際の総収入額と総支出額が一致することはまずあり得ない。支出項目中の企画管理費は内容によっては所得税等が絡んでくる可能性もあり、実行委員会は、細目毎の中身を記録し委託者である三重県に収支報告書の添付</p>

No	事務事業名 (委託契約名) 【委託先】	委託料 (千円)	担当部局 チーム名	監査の過程で発見された事項等の要約
	(世界人権宣言普及啓発事業委託) 【三重県人権フォーラム実行委員会】	7,871		資料として提出すべきである。 【意見】 異なる二つの事業の資金を同一口座で管理することは事業内での適正な収支の把握を阻害する要因となり、不正の生ずる原因となる。資金取引に関しての内部牽制体制を整備し、不測の事態が生じないような予防措置をとる必要がある。【意見】
5	重度障害児地域生活支援事業 (重症心身障害児(者)通園事業委託) 【社会福祉法人恩賜財団済生会支部三重県済生会】	23,167	健康福祉部 障害福祉チーム	事業活動の支出明細と委託料の精算書は期日から半年以上経過して提出されていた。長期間必要資料の未提出を放置していたことは、当該事業の委託料の確定・精算に至る確認手続が事実上全く行われていなかったことを示しており、チェック体制に大きな不備があったものと結論付けられる。 委託事業の確定・精算に係るチェック体制の再点検を行う必要がある。【指摘】
6	森林公園利用促進事業 (三重県上野森林公園管理委託業務) (三重県民の森管理委託業務) 【(社)三重県緑化推進協会】	17,273 13,997	環境部 人と自然の共生チーム	外部委託化を図ったからといってすべて効率性が向上するというわけではなく、当事業は逆に三重県の直轄事業にして効率化が図られたものである。他の委託事業でも三重県が策定した「外部委託に係るガイドライン」の示す原点に立ち戻って、本当に外部委託が総体としての効率性を引き上げるのかどうか再確認・再点検を行う必要がある。 【意見】
7	地産地消・6次産業化実践支援事業 (地産地消・6次産業化支援事業)	13,223	農林水産部 商工部 担い手・経営体育成支援チーム	委託事業の支出実績である「共通経費・臨時給料等」はその計算根拠が明確でなく、収支差額をゼロとするために配賦額の調整が行われているものと考えられる。このような費用の計上方法は明瞭性を欠くとともに、他の委託事業との比較で収支バランスの公平性を損なう。委託事業毎の収支計算を明確に行い、費用の付け替えといった余地を残さないために、共通経費の配賦計算に対する

No	事務事業名 (委託契約名) 【委託先】	委託料 (千円)	担当部局 チーム名	監査の過程で発見された事項等の要約
	【(財)三重県農林 水産支援センター】			基準を「公益法人会計基準」や「公益法人会計実務Q & A」に従い、明確に定めておく必要がある。 【意見】
8	消防法関係免状交付・資格者講習事業 (危険物取扱者保安講習業務委託) 【(財)三重県危険物安全協会】	14,536	地域振興部 消防・保安チーム	危険物取扱者保安講習の委託料単価は消防庁から県へ要請された基準(受講手数料の80%)よりも平成12年度および13年度は5ポイント、平成14年度は3ポイント高く計算されていた。委託料単価は愛知、岐阜の両県と比べても高く、県費が平成12年度で996千円、平成13年度で918千円、平成14年度で528千円、余分にかかったと考えられる。 【指摘】
9	ネットワーク展開事業 (国際IX構想に関する事業可能性調査等業務委託) 【(株)インターネット戦略研究所】	23,940	地域振興部 志摩サイバープロジェクト	当該調査費用は、通信事業者の状況を調査し専門家の意見を聞くための費用となり、現状では、新しい事業としての取り組みのためには検討すべき課題が多いことが判明した。県の財政状態が厳しいおり、今後は調査費用等を極力削減していく必要があると考える。 【意見】
10	公営住宅管理事務 (三重県営住宅管理業務委託) 【三重県住宅供給公社】	497,904	県土整備部 住宅チーム	委託料の算定方法に関し使用している過去の経験値の見直しを考慮すべきである。 【意見】 住宅供給公社の附属明細表と県知事宛に提出される収支決算書とで、支出金額が一致していない。県知事宛に提出される収支決算書は委託料の精算のためだけに使用されることが原因であるが、両者の関係を明確にしておく必要がある。 【意見】
11	港湾整備事業特別会計管理費 (港湾施設管理事務委託)	31,992	県土整備部 港湾・海岸チーム	委託契約書は昭和60年5月以降約18年間改定のないまま今日まできている。県は当該契約書の更新をすることが必要である。 【意見】 委託料は昭和59年度に前年度の県施設利用料収入の2分の1として決定されて以来変更がない。管理経費をベースとして委託料を算定する等、より合理的な算定方法への見直しの必要がある。 【意見】

No	事務事業名 (委託契約名) 【委託先】	委託料 (千円)	担当部局 チーム名	監査の過程で発見された事項等の要約
	【(財)伊勢湾海洋 スポーツセンター】			県は県保有の施設の運営管理を委託しているが、受託者である財団法人は独自に所有する同様の施設の運営も行っている。県の財政状態を考慮した場合、現行のような形態で当該事業を継続していく必要があるのか検討してみる時期ではなかろうか。【意見】
12	職員健康管理運営 費 (人間ドック事業 委託) 【地方職員共済組 合三重県支部】	53,098	総務局 職員支援 チーム	知事部局職員と公立学校教職員及び教育委員会事務局職員とでは、人間ドックを受診する際の県負担額が異なっている。これは、両者では職種が異なり、福利厚生制度自体が異なっている等の理由によるものであるが、具体的な相違事由の検討はされていないのが現状である。しかし、ともに三重県職員として同じであり、両福利厚生制度を比較検討し、一層の職員の健康管理を図ることが可能な福利厚生制度の確立に努めるべきと考える。【意見】
	教職員健康管理費 (人間ドック事業 委託) 【公立学校共済組 合三重支部】	74,972	教育委員 会事務局 教職員支 援チーム	
13	防火施設整備費 (消防用設備保守 管理) 【(財)三重県消防 設備保守協会】	28,018	教育委員 会事務局 教育施設 チーム	消防設備の点検日が改ざんされた実績報告書が提出されていた。今後も引き続き財団法人と随意契約を行うのであれば、県は財団法人に対して点検業者への監督体制の向上を指導する必要がある。また、県においても委託業務の進捗管理の徹底及び厳格な完成認定を実施しすべきである。【指摘】 公益法人等と随意契約を締結する場合には、契約金額の事前及び事後検証を適切に行う必要がある。しかし、現状の検証は概括的なものであり、十分に実施されていないと考えられる。検証体制の改善等が必要である。【意見】
14	県立学校児童生徒 等健康管理事業 (県立学校児童生 徒等健康管理(心臓	21,840	教育委員 会事務局 生徒指 導・健康教 育チーム	財団法人が作成する決算書は、事業毎・受託先毎の収支が正確に計算されていない。そのため、県に提出される収支報告書も正確に作成されておらず、実態を反映していないと考えられる。委託契約は単価契約であり、実費

No	事務事業名 (委託契約名) 【委託先】	委託料 (千円)	担当部局 チーム名	監査の過程で発見された事項等の要約
	検診)業務委託) 【(財)三重県学校 保健会】			精算ではないものの、三重県は契約単価の適否を判断するために正確な決算書の作成を指導するとともに、契約単価の見直しについても適時に行うべきである。【指摘】 事業の迅速かつ的確な遂行および心臓検診システムの実効を上げ事業コストの削減を図る観点から、心臓検診業務について財団法人に委託する場合と、県が直接業務を行う場合とを比較考量し、適切な事業の実施方法を検討する必要があると考える。【意見】
15	学校運営費 (養護学校) (北勢きらら学園 給食業務委託) 【(株)メイキュー】	11,314	教育委員 会事務局 経営チ ーム	設計金額は、本来、積み上げ方式で計算されるものであるにもかかわらず、設計金額合計がまずありきで計算されており、設計金額の合理性・妥当性が欠如している。設計金額の積算手法については是正するとともに、積算単価の根拠を設計書で必ず明記するように改めるべきである。【指摘】 執行伺いにおける当事業の設計金額について計算誤りの他、積算根拠の合理性・妥当性の欠如が認められたが、複数の上席者が承認し、かつ、当該金額をもって予定価格としている。執行伺い等重要な決裁書類においては、各承認者が、金額等重要事項について、チェックマークを付す等、決裁の正確性・妥当性の確保に努める必要がある。【指摘】
16	道路維持修繕費 (各道路橋梁維持 修繕事業業務委託)	685,355	各県民局 建設部	現状の指名競争入札では入札参加業者の選定地域を限定しており、特に農村部では競争性が確保されず契約額が高くなると考えられる。競争性を確保する上からは一般競争入札が望ましいが、少なくとも除草エリアの近隣市町村を含めた地域公募型指名競争入札の採用を検討する必要がある。【意見】 入札手続、入札結果についての事後的検証が不十分であり、全庁ベースで実効が上がる検

No	事務事業名 (委託契約名) 【委託先】	委託料 (千円)	担当部局 チーム名	監査の過程で発見された事項等の要約
				<p>証方法を整備する必要がある。【意見】</p> <p>また、各県民局に共通の問題点があると考えられるため、部局横断的な連携、協議等が制度として行われる必要がある。【意見】</p> <p>除草業務委託については(1)再委託率が高い、(2)落札率が高い、(3)入札参加業者が下請業者となって再委託を受けている、(4)長期間、同一業者が高い落札率で落札している等、競争性が確保されていないと判断されるケースが存在する。入札方法、指名方法等の変更も含め、競争性確保のための方策を検討すべきである。【指摘、意見】</p>
17	<p>木曽岬干拓地整備事業費</p> <p>(木曽岬干拓地区排水機場等の運転および維持管理業務)</p> <p>【木曽岬町】</p>	13,000	北勢県民局 企画調整部(桑名)	<p>木曽岬干拓地には多額の県費が使われてきた。また当該排水機場の維持管理費13百万円等、現状維持に相当額が必要となっている。県民のニーズを的確に把握し、当該土地をいかに県民のために有効利用するかといった課題に引き続き取り組んでいく必要があると判断する。【意見】</p> <p>ディーゼル排水機の試運転に要する人件費の扱いについて県の積算では明確になっておらず、改善の余地がある。【意見】また、実際の業務に応じた適正な契約金額とするため、積算時の想定事項と実態とを比較検証すべきである。【意見】</p>
18	<p>河川維持修繕事業</p> <p>(鍋田川上流・下流排水機場および水門管理業務)</p> <p>【鍋田川排水管理協議会】</p>	14,544	北勢県民局 桑名建設部	<p>過去5年間は一者随意契約の単年度契約であるが、平成12年度から平成14年度までの三重県が負担した委託料金額は、各年度14,544千円で同額であった。委託内容、委託条件の見直しを含め三重県の負担すべき責任の範囲を明確にしていくことが必要である。【意見】</p> <p>委託契約書に消費税等の取り扱いが明記されていない等の不備が認められる。委託契約書の記載事項について早急に再点検を行い、不備事項の補正を行う必要がある。【意見】</p>

No	事務事業名 (委託契約名) 【委託先】	委託料 (千円)	担当部局 チーム名	監査の過程で発見された事項等の要約
19	県庁舎等管理 事業費 (津庁舎設備管理 業務) 【(株)日乃出エア コン】	18,900	津地方県 民局 企画調整 部	当事業は委託料総額の83%が再委託されている。再委託率がこのように高い場合、会社に自社単独での受託業務の遂行能力が乏しいと判断されることから、リスクヘッジのために委託業務完成保証人を求めるべきではないかと考える。【意見】
20	汚水処理業務 (松阪) (松阪処理区維持 管理業務) 【高須町自治会】	10,070	津地方県 民局 下水道部	当事業は予定価格調書の作成および見積書の提出が行われていなかった。実質的には大きな問題とはならないものの、規則にしたがって、予定価格調書の作成、見積書の提出を受ける必要があった。【指摘】 当事業のように、地域の自治会やNPO等に清掃、除草等の業務を委託することは住民の環境に対する意識を向上させる意味で非常に有用であると言える。他の事業でも自治会、NPOといった団体の有効活用を考えてはどうだろうか。【意見】

3 . 個別詳細検討結果

(1) キャリアカウンセリング事業

担当部局名	生活部
担当チーム名	緊急雇用対策 P G
委託契約名	再就職支援セミナー委託
委託先	株式会社 東京リーガルマインド
委託料	1 8 , 9 1 8 千円
契約形態	随意契約 (企画提案コンペ方式)
委託事業内容	就職するまでの「自分を売り込む」技法、知識等をキャリアカウンセラーにより身につけて、今後の就職活動を円滑に進められるように支援する。
合規性の監査結果	
仕様書等作成手続	問題事項なし。
入札手続	コンペ手続に不備が認められた。
契約締結手続	問題事項なし。
監督・検査・検収手続	問題事項なし。
支払手続	問題事項なし。

当委託事業は、平成 14 年度からの新規事業であり契約の性質や目的が競争入札には馴染まず、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約としたことについては合理性がある。また、具体的な事業活動は円滑な就職活動と早期就職につながる各種セミナーを企画し実施することを主眼としており、セミナーの方法やカリキュラムの内容の良し悪しが直接事業の成果に結びつくことから、単に価格競争をもって判断するのではなく、複数者による企画提案コンペ方式を採用することとしたことについても的確な選択であったと考えられる。

そのコンペ手続は以下の日程で進められた。

- 1 . 生活部指名審査会開催 平成 14 年 7 月 2 日
- 2 . 参加案内 (公報掲載) 平成 14 年 7 月 9 日
- 3 . 参加業者説明会開催 平成 14 年 7 月 22 日

4．企画提案資料提出期限 平成 14 年 7 月 29 日

5．選定委員会（第 1 回） 平成 14 年 7 月 31 日
・ ・ 優良提案者の選定

6．選定結果の報告（各企画提案者への通知）

7．プレゼンテーション

選定委員会（第 2 回） 平成 14 年 8 月 5 日

・ ・ 最優秀提案者の決定

選定業者との打ち合わせ

選定業者との委託契約締結

平成 14 年 8 月 28 日

平成 14 年 7 月 29 日の提出期限までに 5 社より 6 案の企画が提出され、第 1 回選定委員会により委託先となった(株)東京リーガルマインド（以下会社という）、C 社および N 社の計 3 社が優良提案者として選定された。

予定通り選定結果を各企画提案者へ通知し、優良提案者として一次選考を通過した 3 社に対して「プレゼンテーション案内通知」を行った後に、3 社のうち 1 社（C 社）について本企画提案コンペ仕様書第 3 条（2）に定める参加資格の要件を充足していないことが確認の結果判明した。

（注）企画提案コンペ仕様書 第 3 条（2）

三重県会計規則第 60 条第 3 項の物件関係入札参加資格名簿に登録届出をしている者であること。

本来、優良提案者として選定された業者が審査の結果不備があり選定外となった場合、次点の業者を繰り上げ選定し、その業者を含めた 3 社によって爾後のプレゼンテーションは行われるべきであるが、第 2 回選定委員会の期日が間近に迫っていたため業者補充は行わず 2 社によりプレゼンテーションが行われ、結果、僅差ではあるものの得点数上位の会社が最優秀提案者に選定された。

また、手続き上は C 社のプレゼンテーションへの参加辞退との形をとられているが、同社からの「参加辞退届」は受領していない。

（監査の過程で発見された事項等）

このように最終プレゼンテーションが 2 社で行われることとなったのは、C 社と三重県の両者共に、当然参加資格を充足しているものと思いこみ手続を進行させてしまったためであるが、結果として企画提案コンペへの参加資格の確認手続がプレ

ゼンテーション開催の直前までなおざりとなっていたため生じたものである。

第1回選定委員会の評定で選外となった次点の業者M社と第3位で選定された業者(会社)との得点数には11点とかなりの格差はあるが、プレゼンテーションで逆転する可能性も考えられる訳であり(現に会社は第1回選定委員会での順位は3位であったがプレゼンテーション後の第2回選定委員会の結果、最優秀となっている)参加資格の確認遅れにより本来最終段階まで残れるはずであったM社の参加の機会を奪ってしまった。

第一義的には、仕様書の条項に反して企画提案したC社に落ち度がある。しかし、確認作業を怠ったコンペ主催者側である三重県の責任も重い。

コンペ方式の場合、選定委員による選定プロセスに目が奪われがちとなるが、企画提案コンペへの参加資格についてコンペ手続に入る前に慎重なチェックを行い、公正なコンペが行われるための事前確認を徹底する必要がある。**【指摘】**

また、C社からの参加辞退という形で事務処理を行おうとしたが、それにも問題がある。

仮にC社からプレゼンテーションへの「参加辞退届」を受領しそれだけで終わっていれば、形式的には同社が自主的にプレゼンテーションへの参加を取り下げたこととなり、担当者からの説明がない限り体裁は整っておりこのような事実がわからなくなってしまうからである。もし参加辞退という形で処理するのであれば「参加辞退届」には、参加辞退となった理由、経緯等を記載させておく必要がある。

手続き上の誤りが後日発見された場合でも、それを取り繕うような行為を行ってはならず、その証跡を明確に残しておくことが求められる。**【意見】**

(2) 総合文化センター管理運営費

担当部局名	生活部
担当チーム名	経営企画チーム
委託契約名	三重県総合文化センター管理運営委託
委託先	財団法人三重県文化振興事業団
委託料	638,081千円
契約形態	随意契約
委託事業内容	三重県総合文化センター（文化会館）の管理および運営
合規性の監査結果	
仕様書等作成手続	問題事項なし。
随意契約理由	問題事項なし。
契約締結手続	問題事項なし。
監督・検査・検収手続	財団法人の締結する委託契約方法に疑問あり。
支払手続	問題事項なし。

平成14年度で開館9年目を迎えた「三重県総合文化センター」は、次の四つの施設で構成されており、開館以来これら施設の管理・運営は、三重県文化センター条例第9条の規定に基づき一貫して財団法人三重県文化振興事業団に委ねられてきている。

- 四つの施設名
1. 三重県文化会館
 2. 三重県生涯学習センター
 3. 三重県男女共同参画センター
 4. 三重県立図書館

1. から 4. の施設の管理・運営に係る三重県からの平成14年度の委託料の金額は、次のとおりである。

当委託事業である文化会館管理・運営委託料	638,081千円
当委託事業以外の	
生涯学習センター管理・運営委託料	81,751千円
男女共同参画センター管理・運営委託料	82,040千円
県立図書館管理・運営委託料	66,169千円

当委託事業を含むこれらの委託料が、支出先で経済的、効率的に使用されている

かどうか三重県の負担する委託料が有効に支出されているか否かに直接関連するため、財団法人三重県文化振興事業団（以下振興事業団という）の事業活動の概要・改善への取り組み、一般会計収支の状況、再委託の内容について以下に取り上げ、分析する。

（ア）振興事業団の事業活動

事業活動の概要

各受託事業に共通な維持管理業務は、各施設設備の効率的な保守管理の実行と安全な警備体制の確保である。

これらは、いずれも外部委託により行われている。

一方、各受託事業の運営管理は、次の業務を中心に実施されている。

三重県文化会館・・・・・・三重県文化会館自主事業（企画型事業）を中心とした各種公演サービスの提供、講習会・研修会の開催による研修サービスの提供、広報活動・販売促進活動の実施

生涯学習センター・・・・・・生涯学習についての広報啓発活動、生涯学習システムネットワークの整備活動、各種講座の開設によるセミナーの実施

男女共同参画センター・・情報や事例の収集ならびに提供、グループネットワーク化への支援、研修会・フェスティバルの開催、相談員や専門家による電話相談・面談相談ならびに相談員の研修教育の実施

県立図書館・・・・・・県立図書館の運営は振興事業団への委託事業としてではなく、三重県が直接これを行っている。

改善への取り組み

現在の厳しい社会情勢の中、平成 12 年度からの 3 ケ年計画で、振興事業団全体のコスト低減のための管理運営費、組織等の見直しを行い、平成 14 年度では、県派遣職員と振興事業団職員との業務役割分担の洗い直しを行い、県派遣職員を 15 名から 9 名へと 6 名削減している。

また、公募により、生涯学習センター所長、男女共同参画センター所長および施設サービス室長に民間出身者を登用し、民間的発想でマネジメントを行うことができる人材を確保し、積極的かつ効率的に事業活動が展開できる土台を整備した。

同時に、平成 14 年 3 月に認証登録を受けた I S O 9001 の品質マネジメン

トシステムの運用により、職員よりの提案活動や利用者よりのクレーム分析による対応等、業務改善活動を日常業務の中に織り込み実践している。

(イ) 振興事業団の一般会計収支の推移

(表 2 - 1 : 過去三年間の一般会計収支実績)

(収入の部)

(単位：千円)

科 目 名	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
	自 12.4.1 至 13.3.31	自 13.4.1 至 14.3.31	自 14.4.1 至 15.3.31
基本財産運用収入	(51,015)	(51,377)	(39,162)
受託事業収入	(930,338)	(938,181)	(946,236)
文化会館管理運営受託収入	605,024	632,596	638,081
生涯学習センター管理運営受託収入	88,591	81,650	81,751
図書館管理運営受託収入	72,328	67,165	66,169
男女共同参画センター管理運営受託収入	-	80,928	82,040
女性センター管理運営受託収入	83,832	-	-
総合文化センター受託収入	20,351	15,229	16,950
生涯学習センター受託収入	46,133	45,082	40,200
男女共同参画センター受託収入	-	15,481	21,043
県民支援体制整備事業受託収入	401	46	-
女性センター事業受託収入	13,675	-	-
事業収入(入場料収入)	(128,756)	(146,200)	(187,116)
補助金収入	(63,870)	(74,307)	(97,722)
会費収入	(6,292)	(8,654)	(9,151)
負担金収入	(183)	(272)	(722)
寄付金収入	(22,566)	(18,950)	(18,999)
雑収入	(1,611)	(1,210)	(1,034)
特定預金取崩収入	(129)	(2,245)	(1,347)
当期収入合計	1,204,763	1,241,399	1,301,491
前期繰越収支差額	0	0	0
収入合計	1,204,763	1,241,399	1,301,491

(支出の部)

(単位：千円)

科 目 名	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
	自 12.4.1 至 13.3.31	自 13.4.1 至 14.3.31	自 14.4.1 至 15.3.31
文化会館管理運営費	653,175	683,548	672,698
生涯学習センター管理運営費	88,591	81,650	81,751
図書館管理運営費	72,328	67,165	66,169
男女参画センター管理運営費	-	80,928	84,330
女性センター管理運営費	83,832	-	-
管理運営費合計	(897,927)	(913,294)	(904,949)
総合文化センターPR事業費	20,351	15,229	16,950
文化事業費	215,192	239,457	303,837
文化会館友の会事業費	6,292	8,654	9,151
生涯学習センター事業費	37,090	33,643	40,922
男女共同参画センター事業費	-	15,481	21,043
女性センター事業費	13,675	-	-
県民支援体制整備事業費	401	46	-
その他の事業費	9,226	11,711	-
事業費合計	(302,230)	(324,223)	(391,904)
特定預金支出	(4,605)	(3,881)	(4,636)
当期支出合計	1,204,763	1,241,399	1,301,491
当期収支差額	0	0	0
次期繰越収支差額	0	0	0

「振興事業団収支決算書」より

(監査の過程で発見された事項等)

一般会計の収入規模は、平成 12 年度以降 1,204,763 千円 1,241,399 千円 1,301,491 千円と増加している。

これは自助努力の結果である入場料を原資とする事業収入が同 128,756 千円 146,200 千円 187,116 千円と順調に伸びていることが大きな要因ではあるが、一方では文化事業補助金が同じく 63,870 千円 74,307 千円 97,722 千円と拡大している。増加する一般会計の財源を基に、振興事業団では各種公演事業を開催しており、その事業数、事業費、一般会計に占める比率の推移は次表のとおりである。

(表 2-2：三重県文化会館での各種公演事業の推移)

(単位：千円)

内 容	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
公 演 事 業 数 (本)	29	37	42
事 業 費 (文 化 事 業 費)	215,192	239,457	303,837
一 般 会 計 収 入 合 計	1,204,763	1,241,399	1,301,491
事業費の一般会計に占める割合(%)	17.8	19.2	23.3

「生活部 経営企画チーム 回答書」より

このように、振興事業団は、三重県文化会館での中心事業である各種公演事業を積極的に実施してきており、目標管理の面でも平成 14 年度の公演サービス事業に係る品質目標に対する達成率が 100%を超えている。(「平成 14 年度事業報告書」より)

今後も、三重県の文化拠点として質の高いサービスの提供と活性化した事業の展開が期待される。

(ア) 総合文化センター利用者の動向

振興事業団が総合文化センターの利用者にランダム方式によるアンケートを行った結果では、来館者の地域別人数は次のように中勢地区に偏る傾向がある。

(表 2-3：総合文化センター利用者地域別アンケート結果)

(単位：人)

地 域	平成 14 年度	平成 15 年度 (15/4 から 15/11 まで)
県 外	8 1 (7.4%)	3 6 (8.8%)
北 勢 地 区	1 7 5 (15.9%)	5 4 (13.3%)
伊 賀 地 区	4 9 (4.5%)	2 0 (4.9%)
中 勢 地 区	5 9 6 (54.2%)	2 2 1 (54.4%)
南勢・伊勢地区	5 7 (5.2%)	1 5 (3.6%)
南勢・尾鷲地区	1 8 (1.6%)	9 (2.2%)
無 回 答	1 2 3 (11.2%)	5 2 (12.8%)
合 計	1, 0 9 9 (100%)	4 0 7 (100%)

「生活部 経営企画チーム 作成資料」より

北勢地区：桑名市、四日市市、鈴鹿市、旧員弁郡、桑名郡、三重郡、鈴鹿郡

中勢地区：津市、久居市、安芸郡

平成 14 年度から平成 15 年度にかけて、三重県外からの来館者数の割合が若干増加しているものの、全体としては利用者が中勢地区の住民に集中している傾向は変わらない。三重県の文化の拠点施設として開設された総合文化センターとしては、県内の人口比率が最も高い北勢地区や他の地域の住民に積極的に利用してもらう

ための十分な働きかけが、公的施設の利用率を向上させると同時に事業収入を増加させるために不可欠である。

これに対するインセンティブとして、平成 16 年度より、アウトリーチ活動推進事業を立ち上げて県内の市町村文化施設等との結びつきを深めながら当施設内外で魅力ある文化事業を実施し、県民が様々な文化に対する価値観を持ってもらうように働きかけることを計画している。これにより、当文化センターの魅力を高め、中勢地区以外の地域の住民にも来館してもらえる機会を増やそうとするものである。さらには、市町村との連携だけではなく、民間業者との現在のタイ・アップ等をより一層、積極的に推進し、遠隔地の県民が総合文化センターへ足を運ぶためのインパクトのある企画を工夫し提供していく必要がある。【意見】

(イ) 支出項目中の人件費支出について

一般会計の支出に含まれる人件費の金額を過去 3 年間にわたり抽出すると次のとおりとなる。

(単位：千円)

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
人件費総額	154,780	177,733	194,097

「生活部総合企画チーム回答書」より

振興事業団の事業に従事する職員人件費が平成 13 年度、平成 14 年度と増加しているように見受けられるが、「(ア) 振興事業団の事業活動」に記載したとおり、振興事業団ではここ数年三重県からの派遣職員を削減し順次プロパーの職員へと切り替えを行ってきた。それに伴い、従来派遣法にもとづき三重県が負担していた派遣職員の本給が派遣職員の削減と共に減少し、振興事業団としては人件費の負担増が直接表面化してきたものである。

そこで、振興事業団の事業に従事する職員の実質的な人件費を把握し、推移比較すると下記のとおりとなる。

(表 2 - 4 : 実質的な人件費の推移) (単位：千円)

内 容	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
振興事業団負担人件費総額	154,780	177,733	194,097
振興事業団負担人材派遣委託料	12,483	20,810	31,874
三重県負担人件費(派遣職員)	154,387	105,628	68,348
合 計(実質的な人件費)	321,650	304,171	294,319
振興事業団全職員数(人)	75	71	71
上記中三重県派遣職員数(人)	23	15	9

「生活部総合企画チーム回答書」より

平成 12 年度から平成 14 年度にかけて、振興事業団の事業に従事した職員（人材派遣も含む）に対する実質的な人件費負担は、増加ではなく逆に減少している。振興事業団のコスト低減への取り組みが成果となって現れてきている。

（ウ）支出項目中の委託料支出について

一般会計の支出の中で最も金額の大きな支出費目は、委託料である。委託料は次に示されるとおり、各年度の支出総額の約 6 割を占めている。

（表 2 - 5：委託料支出の推移）

（単位：千円）

内 容	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
一般会計の委託料総額	731,525	738,124	762,911
一般会計支出額総額	1,204,763	1,241,399	1,301,491
委託料の占める割合	60.7%	59.5%	58.6%

「一般会計収支決算書」より抽出

振興事業団からの再委託に関して、果たしてどのような契約方法で実行されているのかを検討したところ、次のような事実が判明した。

[検討対象とした委託契約]

一般会計の委託料のうち管理運営に関する委託料で、平成 12 年度から平成 14 年度までの期間の各年度委託業務別金額上位 5 件の契約：

（表 2 - 6：検討対象とした委託料の金額および比率）

（単位：千円）

内 容	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
一般会計委託料総額 (A)	731,525	738,124	762,911
金額上位 5 件の委託 契約に係る委託料 (B)	339,478	347,538	335,174
比率 (B)/(A)	46.4%	47.0%	43.9%

委託業務別金額上位 5 件の委託契約内容：

（表 2 - 7：平成 12 年度分）

委 託 業 務	委託料(千円)	契 約 方 法	委 託 先
舞 台 操 作	105,462	特命随契	三重県舞台管理事業協同組合
清 掃	102,028	指名競争入札	中部商事(株)、丸の内ビル 管理(株)
警 備	64,417	指名競争入札	国際警備保障(株)
施設保守管理	50,242	指名競争入札	第一建築サービス(株)

委託業務	委託料(千円)	契約方法	委託先
エレベータ・エスカレータ保守管理	17,327	特命随契	日本オーチスエレベータ(株)、東芝エレベータ(株)、(株)三菱ビルテクノサービス
計	339,478		

(表 2 - 8 : 平成 13 年度分)

委託業務	委託料(千円)	契約方法	委託先
舞台操作	105,420	特命随契	三重県舞台管理事業協同組合
清掃	100,695	指名競争入札	中部商事(株)、丸の内ビル管理(株)
警備	63,420	指名競争入札	国際警備保障(株)
施設保守管理	57,193	指名競争入札	第一建築サービス(株)
職員派遣委託	20,809	特命随契	(株)ベストスタッフ
計	347,538		

(表 2 - 9 : 平成 14 年度分)

委託業務	委託料(千円)	契約方法	委託先
清掃	98,595	指名競争入札	中部商事(株)、丸の内ビル管理(株)
舞台操作	87,866	特命随契	三重県舞台管理事業協同組合
警備	62,785	指名競争入札	国際警備保障(株)
施設保守管理	54,054	指名競争入札	第一建築サービス(株)
職員派遣委託	31,873	特命随契	(株)ベストスタッフ
計	335,174		

表 2 - 6 ~ 表 2 - 9 「生活部 経営企画チーム 質問事項への回答書より」

(注) 特命随契とは、地方自治法施行令第 167 条の 2 等に規定されている随意契約要件に合致し、かつ、特殊な技術を要求する場合などで、委託業務内容等より特定の相手方一者を選定して締結する契約を言う。

平成 12 年度から平成 14 年度にわたって特命随契にて契約をしている舞台操作業務であるが、確かに業務の特殊性があり三重県内に本業務を受託できる専門業者がどれだけいるか疑問であり、また、このような事業協同組合は協同組合法に基づき中小企業の高度化を図るために組織されるものであって県内産業の育成の観点か

ら重要な存在ではあるが、これをもって一者特命随契を継続することは問題である。仕様書を提示しての指名競争入札を目指すべきである。このため現在、振興事業団は指名競争入札に参加する資格のある業者を捜しているが引き続き候補業者の選定に努力する必要がある。【意見】

また、平成 12 年度に契約された、エレベータ・エスカレータ保守管理業務についても特命随契は問題である。参加資格のある複数の業者による指名競争入札に変更すべきである。【意見】

平成 13 年度及び平成 14 年度に上位 5 件の中に登場する、職員派遣委託業務に関しては平成 11 年度に 11 社参加の指名競争入札で委託先を選定した後は、現在まで一者特命随契で契約している。委託業務の内容は、財務処理、人事給与計算、社会保険関係業務、ホール貸し出し、統計処理業務、文化・生涯学習・男女共同参画事業の企画運営であり、取りたてて専門能力を要する職員の派遣とは考え難い。また、特命随契としている理由に、「委託事業の実施には各種団体・市町村との連携が不可欠であり、人的コミュニケーションや信頼関係の構築が非常に重要である。これらは短期間で習得できる性格のものではなく、毎年度入札により業者選定を行った場合、職員が 1 年ごとに替わる恐れもあり、事業推進に極めてマイナス要素となることが懸念されるため。」とあるが、単年度契約しかできないとの前提で委託契約に取り組んでいるからこのような結論に達しているものである。委託元である三重県の理解と協力を得ることによって複数年契約に移行することは可能である。同時に委託業務内容を勘案して、特命随契から順次指名競争入札あるいは一般競争入札に切り替えていくことを検討すべきである。【意見】

平成 12 年度から平成 14 年度にかけて指名競争入札で契約されている、清掃業務、警備業務、施設保守管理業務については、これを一般競争入札方式に変更する必要がある。

三重県の各県庁舎の清掃・警備・施設保守管理の業務委託に関しては、既に従来の指名競争入札から一般競争入札へと契約方法を変更している。振興事業団においても同方法への変更を行うとともに、複数年契約の導入や指定管理者制度の採用についても早急に検討すべきである。【意見】

このように、振興事業団の委託契約取引には従来の契約形態のまま委託先との契約を継続している部分が残っている。全ての委託契約を検討した訳ではなく、他の委託業務の中にも同様の問題を内包しているものと推定される。

要は、三重県からの委託料の支払いが、財団法人等を経由して再委託先へ支出されている場合、直接の委託先である財団法人等では、業者との委託契約を締結するにあたり委託者である三重県と同じスタンスで取り組む必要があるということ

ある。そして、これを指導・監督するのが三重県の各部局各チームの責任であることを再確認する必要がある。**【意見】**

(3) 人権啓発事業

担当部局名	生活部
担当チーム名	人権センター
委託契約名	人権啓発テレビスポットの制作および放送業務委託
委託先	株式会社メディアート中部支社
委託料	21,800千円
契約形態	随意契約（企画提案コンペ方式）
委託事業内容	人権啓発に関するテレビスポットの制作および放送業務の委託
合規性の監査結果	
仕様書等作成手続	問題事項なし。
入札手続	コンペ手続に問題があった。
契約締結手続	問題事項なし。
監督・検査・検収手続	問題事項なし。
支払手続	問題事項なし。

当委託事業は、テレビスポットで放映された後の人権啓発効果が一定の予算内で最大限に発揮されることを何よりも優先すべきことから、企画提案コンペ方式による随意契約で行われた。合理的な判断である。

各提案の選考は以下の手続で行われた。

選定委員定数 12 名に対して、代理出席 3 名を含む 10 名出席のもと、総提案件数 30 件のうち、第一次選考を実施し 19 提案が選出され、さらに最終選考にかけるため出席委員全員の挙手によりこのうちの 9 提案に絞り込み、選定表による最終選考を実施することとなった。

選考方法は、他の部局でも同様であるが、10 以上の選定項目に対して選定案毎に 5 段階相対評価で点数を付け、全ての選定項目の合計点数によって最優秀提案を決定する方法である。

当コンペ方式では次の 10 項目が選定項目に取り上げられた。

企画、問題提起度、簡潔性、表現力、インパクト、明瞭性、標準性
 独創性、社会性、実効性

選定項目に何を掲げるかは企画提案の内容により独自に作成することとされている。・・・「三重県生活部調査委託企画提案コンペ取扱指針、選定要領標準」

ただ、この選定要領標準に具体例として記載されている選定項目には、「経済性」が謳われており、また、上記コンペ取扱指針第6条第2項には、「最優秀提案の決定については、選定要領により優秀とされたもののうちから、見積価格を勘案のうえ総合的に行うものとする。」と定められている。費用対効果を常に念頭に置きながらコンペ方式によって最優秀とされる企画提案を選考する必要があるとの考えから規定されているものである。

当コンペでは、具体例に示される「経済性」の項目に替えて「実効性」を選定項目に取り上げた。

一方、実際の選定段階の資料を閲覧したところ、一部、選定表への記載が鉛筆で行われていた。

また、1人の選定委員の選定表には、選定項目毎の評点（1から5までを印で選択する）が記入されずに合計点数のみ記載されていた。

さらに、2人の選定委員は、選定案毎に10項目の選定項目に同一評点を付す採点方法、すなわち最低合計評点10点から各提案に10点刻みの合計評点が付され最高合計評点が50点となるような評価の方法がとられていた。

（監査の過程で発見された事項等）

当コンペの選定項目から「経済性」の項目を除き、これに替えて「実効性」を計上したことには疑問がある。

実効性の語意は

実効・・・実際の効力、効果。 『広辞苑より』

と示され、用語自体極めて包括的かつ抽象的である。これが費用対効果の前提である経済性に代わる選定項目ということ、果たして選定委員がどこまで理解したのか極めて疑問である。

例えば、当コンペで順位が1位から3位となった提案の合計点数と提示金額（見積価格）は次の通りであり、価格パフォーマンス効果の最も高い提案が3位となっている。

（表3-1：1位から3位までの提案の合計点数および提示金額）

提案 内容	第1位 提案1	第2位 提案2	第3位 提案3
合計点数	380	369	315
提示金額（千円）	21,800	21,787	20,727

「生活部 人権センター回答書」より

これらの3提案に対して、10名の選定委員は「実効性」の項目にどのような評点を付したかを比較すると、「実効性」についての理解度が選定委員に浸透していなかったことが明らかとなる。

(表 3 - 2 : 実効性の項目への各選定委員の評点数比較)

委員名	提案		
	提案 1	提案 2	提案 3
委員 A	5	3	4
委員 B	3	2	2
委員 C	2	3	4
委員 D	4	5	3
委員 E	5	4	2
委員 F	4	1	4
委員 G *	5	5	1
委員 H	5	4	3
委員 I	4	5	4
委員 J	4	4	5
合 計	4 1	3 6	3 2

* 委員 G の評点は、選定項目毎の点数がないため記載のある合計点数を選定項目数 (10) で除したものを掲載した。

「企画提案コンペ選定表」より

提示金額の最も高い提案 1 が 41 点を獲得し、提示金額の最も低い、すなわち経済性に最も優れた提案 3 が 32 点しか獲得していない。

この実効性の選定項目を除外して総合点数を再計算しても最優秀提案の選定結果に影響はないが、このような混乱を招くような項目設定は問題である。

選定項目には、明瞭性の高い具体性のある項目を掲げるべきである。【意見】

コンペ選定表への記入が鉛筆書きとなっている問題は、資料の改ざんを防止するため容易に訂正することができないボールペン等による記入にする必要がある。実際にはコンペ選定表に選定委員の記入後、意図的に手が加えられたことはないと判断できるが、簡単に訂正等が可能である状態を放置しておくことは問題である。早急に対応されたい。【指摘】

また、選定委員の代理出席が行われており、コンペ選定表に代理出席者の自署がなされ代理者の本人確認は行われているものの、本来なら、欠席した委員からの「委任状」もしくは「代理出席権限授与証書」(仮称)を委員会宛に提出させる等、正当な代理出席であることが明らかとなる一定の書類を残しておくことが必要と考える。【意見】

次に、選定表への記載に関して選定項目毎の評点が記入されておらず合計点数のみ 10、20、30、40、50 の 5 段階で記載している委員 (前表委員 G) の採った選定方法

については、ただ感覚のみで提案を選定したのと同じであり、10 個の選定項目を設定している意味を成さない。コンペを実施する際には各選定委員に対し事前に十分な説明を行い、理解を得る必要がある。また、不適格と認められる選定方法が採られている場合には再度選定のやり直しを求める必要がある。**【意見】**

なお、当該委員 G の評価点数を除いて再度評点集計しても、選定結果は同様となり結果に与える影響は無い。

さらに他の 2 名の選定委員は、合計評点が 10 点刻みとなるよう、10 個の選定項目すべてに同一点数を付けて採点しているがこれについても問題がある。

合計評点は、各選定項目の点数の積み上げで計算されるものであり、2 名のとった方法は、「先ず結論ありき」で選定されていると判断されても止むを得ない。

【意見】

企画提案コンペ方式より契約を行うことは、委託事業の内容によっては理にかなった合理的な手法である。

ただ、選定過程で当事例のようなことがあっては、その信頼性が著しく損なわれる。先ず選定委員の選任を審査する指名審査会での審査の過程、そして選定項目の設定の際の慎重な配慮、選定委員への事前の十分な説明、選定過程における不適格な具体的記載事例の開示など改善すべき点が多々あるものと判断する。**【意見】**

(4) 人権啓発事業

担当部局名	生活部
担当チーム名	人権センター
委託契約名	1. 「三重県人権フォーラム」事業委託 2. 「世界人権宣言普及啓発」事業委託
委託先	三重県人権フォーラム実行委員会
委託料	1. 10,000千円 2. 7,871千円
契約形態	随意契約
委託事業内容	1. 人権尊重の思想を広く県民に啓発するために、三重県人権フォーラム事業を実施する。 2. みえ人権フォーラムの企画、運営に関する事業を実施する。
合規性の監査結果	
仕様書等作成手続	問題事項なし。
随意契約理由	問題事項なし。
契約締結手続	問題事項なし。
監督・検査・検収手続	収支報告書の内容に疑問箇所あり。
支払手続	問題事項なし。

三重県人権フォーラム実行委員会(以下実行委員会という)では「三重県人権フォーラム」事業とこれに類似する「世界人権宣言普及啓発」事業を三重県から同時に受託している。

両委託事業の平成14年度決算はいずれも収支均衡しており、収入総額=支出総額となっている。

その支出科目の中に次の額が企画管理費として計上されている。

「三重県人権フォーラム」事業	2,700千円
「世界人権宣言普及啓発」事業	
みえ人権フォーラム広報宣伝業務	1,100千円
みえ人権フォーラムにおけるパネルディスカッションの企画、運営に関する業務	1,200千円

企画管理費は、実行委員会で活動しているメンバーの人たちへの人件費等に充てるために委託料総額の30%の範囲内で事業委託の見積段階で設定されているもの

である。

また、これら 2 委託事業は、一体的に実施されていることから、同一銀行口座で入出金管理を行っている。

(監査の過程で発見された事項等)

平成 14 年度の両委託事業の収支決算書はいずれも収支均衡しており、特に「三重県人権フォーラム」の委託事業では、平成 12 年度から 3 年間の各年度いずれも収入総額と支出総額が 10,000 千円の同額で経理されている。

実行委員会では、手弁当で活動を行っている部分もある、との事であるが、3 年続けて 10,000 千円の収入金額と実際に要した総支出額とが一致することは先ずあり得ない。当委託事業のように、実費精算方式の委託料計算による場合はなおさらである。

具体的には支出項目中の企画管理費は、三重県との契約締結の前段階、すなわち見積書提出の際に既に支出項目に明記されており当事者間での合意は図られているものの、委託料総額の 30% 以内でこれを決定するといった明確な根拠に欠ける内容となっており、支出調整項目として使用される懸念がある。

実行委員会側では、この企画管理費として実際に支出した細目毎の中身を記録し、委託者である三重県側に収支報告の添付資料として提出すべきである。特に、人件費の負担であれば、所得税等税金の負担問題もあり、何時、誰に、どのような形で、幾ら支払ったのかを明確に記録しておく必要がある。【意見】

また、実行委員会では両事業を同一の銀行口座で管理しているが、これについて十分な配慮が必要である。

異なる事業の資金を同一口座で管理することは事業内での適正な収支の把握を阻害する要因となり、不正の生ずる原因となる。資金の出入、資金の移動に関して取扱担当者、承認者、記帳担当者の各職務分掌を明確にし、実行委員会内での内部牽制の体制を強化すると共に取引の正確かつ明瞭な記帳を継続し、不祥事の生じないための予防措置を講じる必要がある。【意見】

(5) 重度障害児地域生活支援事業

担当部局名	健康福祉部
担当チーム名	障害福祉チーム
委託契約名	重症心身障害児(者)通園事業委託
委託先	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 三重県済生会
委託料	23,167千円
契約形態	随意契約
委託事業内容	在宅の重症障害児(者)に重症障害児(者)通園事業施設に通園してもらい、療養・訓練等を行う。
合規性の監査結果	
仕様書等作成手続	問題事項なし。
随意契約理由	問題事項なし。
契約締結手続	問題事項なし。
監督・検査・検収手続	支出明細ならびに精算書の提出が遅延していた。
支払手続	問題事項なし。

当委託事業は、在宅の重症心身障害児(者)に対して、通園の方法によって日常生活動作・運動機能等の訓練・指導等必要な療育を行い、運動機能の低下を防止すると共にその発達を促し、併せて保護者等に家庭における療養技術を習得させ、もって在宅重症心身障害児(者)の福祉の増進に資することを目的として行われる事業であり、その委託料の金額は次の基準額と対象経費に要した実支出額とを比較して少ない方の金額で確定・精算される。

基準額 事務費(月額 1,445,050円)
事業費(一人あたり月額7,230円)
対象経費 重症心身障害児(者)通園事業施設を運営するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料、備品購入費

(監査の過程で発見された事項等)

委託料の確定・精算に関しての手続は、平成14年4月1日付けで締結された「重症心身障害児(者)通園事業委託契約書」第5条に具体的に定められており、そこには「乙は、実施要領に規定する期日までに事業実績報告書および委託料の

精算書を甲に提出しなければならない。」と謳われている。

甲：委託者（三重県）

乙：受託者（社会福祉法人恩賜財団済生会支部 三重県済生会）

また、その「実施要領（三重県重症心身障害児（者）通園事業実施要領）」では、期日を4月10日と明確に定めている。

ところが、乙より「事業実施報告書」（資料名について正しくは「事業実績報告書」とすべきである）として事業活動の支出明細と委託料の精算書が提出されたのは、その期日より半年以上経過した、包括外部監査の監査対象事業としてヒアリングを行った日後の平成15年10月28日であった。

このように乙よりの支出明細および委託料の精算書の提出が期限より著しく遅延した理由は、委託契約書で事業実績報告書ならびに委託料の精算書の様式が定められていなかったため、どのような形でこれを報告すれば良いか判断しかねたため、との回答であった。

支出明細および委託料の精算書の提出の遅延に関しては、受託者側と共に委託者側にも過失があったものと判断される。

委託料の計算根拠となる基準額を算定するための事業活動の実績報告は、平成15年4月1日付けで受託者より三重県に提出されており、同時に期間中の対象経費の実支出金額が基準額を下回ることはないとの確認をとられてはいるが、これを示す書面の提出は行われていない。

しかも、このように長期間必要資料の未提出状態を放置していたことは、当該事業の委託料の確定・精算に至る確認手続きが事実上全く行われていなかったことを示しており、チェック体制に大きな不備があったものと結論付けられる。

委託契約書の中で具体的な様式・書式を早急に定めるとともに、今回の事態の反省に立ち委託事業の確定・精算に係るチェック体制の再点検を行う必要がある。

【指摘】

(6) 森林公園利用促進事業費

担当部局名	環境部
担当チーム名	人と自然の共生チーム
委託契約名	1 . 三重県上野森林公園管理委託業務 2 . 三重県民の森管理委託業務
委託先	社団法人三重県緑化推進協会
委託料	1 . 17,273千円 2 . 13,997千円
契約形態	随意契約
委託事業内容	上野森林公園ならびに三重県民の森の管理委託業務
合規性の監査結果	
仕様書等作成手続	問題事項なし。
随意契約理由	問題事項なし。
契約締結手続	問題事項なし。
監督・検査・検収手続	問題事項なし。
支払手続	問題事項なし。

従来から上野森林公園ならびに三重県民の森の管理業務は社団法人三重県緑化推進協会（以下協会という）に委託され、うち森林公園内の清掃・植物管理業務は協会から建設業者等の外部業者に再委託されていたが、平成14年度から三重県が直接、競争入札により民間業者に発注する方式に変更された。これにより委託先の選定の適正化、明瞭化や委託料の透明性を確保に寄与することとなった。

平成15年度からは残りの委託事業の全て、具体的には施設の管理・運営についても、協会へ委託することを止め、三重県の直営事業へと変更された。

これは、三重県の外郭団体に対する見直しや行政改革調査特別委員会での議論を踏まえて決定されたものであり、その目指すところは、施設の管理・運営に関して三重県の嘱託員を配置することによって利用者からの要望を直接汲み取ることが可能となり、よりきめ細かな高品質のサービスが提供できること。嘱託員を三重県が直接採用することにより施設の運営・管理に適した人材を確保できること。森林公園の運営に参画する地域のボランティア（モリメイト）の協力により、利用者参加型事業運営を図ることができること、にある。

現に、従来と比べ利用者からのクレームや事故に対して迅速な対応がとられており良い評価を受けている。

同時に、施設の管理・運営に係る再委託がなくなり、透明性の確保とコスト削減

が図られているところでもある。

協会は、森林公園等の県直営化や経営収支の改善のため、ピーク時には 20 名を超えた職員の数も、組織改革により現在 2 名の体制で運営している。

協会では今まで行っていた三重県よりの受託事業はなくなったが、緑の募金や三重緑化基金（平成 15 年 6 月 30 日現在の基本財産の額 347,935 千円）の運用益を活用して、協会の本来の事業である

森林づくり、環境緑化活動への支援および緑化ボランティアへの支援

緑の募金活動および募金の管理

緑の募金交付金および緑化基金運用益による森林の整備、緑化の推進

森林整備および緑化に関する情報の収集並びに普及啓発

等の事業を実施している。

（監査の過程で発見された事項等）

三重県としては実施部門の事業について、「第 2 外部監査の対象の概要 4 . 委託契約事務に係る三重県の取り組み（1）外部委託に係るガイドラインの策定」に記載のとおり、「外部委託に係るガイドライン」を基本的スタンスとして、外部委託化を積極的に押し進めている。

当委託事業は外部委託を行うことによって生じてきた不具合や問題点を解消するために「外部委託に係るガイドライン」に準拠して委託事業の見直しを行い三重県の直轄事業となったものである。

他の委託事業でもガイドラインの示す原点に立ち戻って、本当に外部委託が総体としての効率性を引き上げるのかどうか再確認・再点検を行う必要がある。

【意見】

(7) 地産地消・6次産業化実践支援事業

担当部局名	農林水産商工部
担当チーム名	担い手・経営体育成支援チーム(平成15年度からは地産地消・マーケティングチーム)
委託契約名	地産地消・6次産業化支援事業
委託先	財団法人三重県農林水産支援センター
委託料	13,223千円
契約形態	随意契約
委託事業内容	意欲のある消費者、生産者、流通加工業者等の交流研究活動を積極的に進める場作りと、それらの取り組みをアドバイスできる人材を確保して地産地消の実践活動を支援する。
合規性の監査結果	
仕様書等作成手続	問題事項なし。
随意契約理由	問題事項なし。
契約締結手続	問題事項なし。
監督・検査・検収手続	事業収支報告の支出面の一部に疑義あり。
支払手続	問題事項なし。

当委託事業は地産地消運動の一環として第6次産業化の実践支援活動を財団法人三重県農林水産支援センター(以下センターという)に委託し、具体的にはフラワー・アメニティ研究会、環境・流通研究会、機能性食品研究会、県産木材推進研究会等異業種交流研究会との各種ワークショップの開催や専門アドバイザーの設置・派遣活動を進めてきている。

センターでは当委託事業も含め、需要創造事業として7事業を、資源活用事業として9事業を、他に特別会計事業として多くの事業を平成14年度中に行っているが、当委託事業の収支実績は次の通りである。

事業受託収入	13,223,000円
事業直接費	10,508,995円
業務推進費	1,700,000円
差引	(1,014,005円)
共通経費・臨時給料等	1,014,005円
差引	(0円)

上記の共通経費・臨時給料等の1,014,005円の支出内容は

臨時職員給与	532,912円
ビル・パフォームスチャージ	192,172円
ビル・リース料	27,845円
電話・切手代	261,076円

となっており、センター運営のための一律経費（共通経費）の名目で支出実績に計上されている。

（監査の過程で発見された事項等）

当該1,014,005円は、表面上臨時職員給与等センターの運営のための共通経費を当委託事業へ配賦した金額のように見受けられるが、その計算根拠は明確でなく、当委託事業の収支差額をゼロにするため配賦額の調整がされているものと考えられる。このような費用の計上方法は明瞭性を欠くと共に他の委託事業との比較で収支バランスの公平性を損なう。

他の公益法人への委託事業でも同様のことが類推されるが、法人全体に係る共通経費の各事業単位への按分方法に明瞭性を欠いている。

現状の方法では委託事業毎の収支差額を発生させないために、この共通経費の配賦額を調整することが可能である。

委託事業毎の収支計算を明確に行うために、また費用の付け替えといった余地を残さないために、共通経費の配賦計算に対する基準を「公益法人会計基準」や「公益法人会計実務Q & A」に従い、明確に定めておく必要がある。【意見】

参考：公益法人会計実務Q & A（日本公認会計士協会編）では共通収益・共通費用の会計単位への具体的な配賦基準の例示を次のように示している。

（表7-1：共通収益・共通費用の配賦基準表）

基準	適用される共通収益および費用
建物面積比	地代、家賃、建物減価償却費、建物保険料、固定資産税等
建物容積比	暖房費、冷房費等
職員数比	福利厚生費、事務用消耗品費等
従事割合	給料、賞与、退職金等
使用割合	備品減価償却費、コンピューターリース料等
資産額割	運用益、支払利息等
直接費用割合	直接費に比例して発生する共通収益および費用、上記の各基準を採用することが困難な共通収益および費用
収入割合	収入割合を適用することが合理的な共通収益および費用

配賦の基準は、共通収益および費用の発生態様等に特別の変化などがない限り毎期継続して適用する必要がある。

(8) 消防法関係免状交付・資格者講習事業費

担当部局名	地域振興部
担当チーム名	消防・保安チーム
委託契約名	危険物取扱者保安講習業務委託
委託先	社団法人三重県危険物安全協会
委託料	14,536千円
契約形態	随意契約
委託事業内容	危険物取扱者保安講習業務の実施
合規性の監査結果	
仕様書等作成手続	問題事項なし。
随意契約理由	問題事項なし。
契約締結手続	問題事項なし。
監督・検査・検収手続	問題事項なし。
支払手続	問題事項なし。

社団法人三重県危険物安全協会は危険物に関する安全の確保を図るため、危険物取扱者等危険物関係事業所の関係者に対する安全教育並びに危険物を取り扱う施設および設備等における自主的な安全管理体制の整備等を推進することによって、社会公共の福祉の増進に寄与することを目的として設立された団体である。

その重要な事業として危険物取扱者の法定保安講習に関する援助および協力業務があり、県はこの保安講習の実施を全面委託している。保安講習にかかる委託料の推移は表8-1のとおりである。

(表8-1: 保安講習委託料推移表)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
委託単価(円/人)	4,194	4,193	4,097
受講者数(人)	4,050	3,749	3,548
委託料(千円)	16,985	15,719	14,536

(監査の過程で発見された事項等)

危険物保安講習の受講者からの受講手数料はこの 10 年以上 4,700 円に変更されておらず、委託料はこの 4,700 円にパーセンテージを掛ける形で決定されてきた。平成 14 年度の単価は次の計算式によっている。

$$\begin{array}{ccccccc} 4,700 & \times & 83\% & \times & 1.05 & = & 4,096.05 & & 4,097 \text{ (端数切り上げ)} \\ \text{受講手数料} & & \text{掛け率} & & \text{消費税相当加算} & & & & \end{array}$$

(ちなみに、平成 12 年度、13 年度は掛け率を 85% として算定したものである。)

委託料に関し、平成 4 年 12 月 7 日付けで消防庁から、「危険物安全協会が適正かつ円滑に受託事務を実施することができるために必要かつ十分な額(危険物保安講習受講手数料 4,700 円の 8 割程度)とされるよう予算措置等について配慮願いたい」との要請文書が県に出された。この文書に基づき、掛け率 80% で計算すると委託単価は

$4,700 \times 80\% \times 1.05 = 3,948 \text{ 円}$ となり、結果として平成 14 年度の委託料総額は $(4,097 - 3,948) \times 3,548 = 528,652 \text{ 円}$ 高くなっていることとなる。同様に平成 12 年度分は 996,300 円、平成 13 年度分は 918,505 円割高であったということが出来る。

もちろん、委託単価をいくらで決定するかは、委託先である社団法人三重県危険物安全協会と県との協議によるものであり、これを否定するものではないが、近県(愛知県、岐阜県)の状況を把握したところ、両県とも上記要請文書を受けて 80% の掛け率で算定しているとのことであり、委託料単価がこれら 2 県と比べても高く、県費が余分にかかったと考えられる。【指摘】

なお、県は上記要請文書に基づき、掛け率を 80% とすべく、三重県危険物安全協会に対し、積極的に職員の人件費についての合理化、事務の効率化を図るよう指導を実施し、結果として、平成 15 年度から委託料掛け率は 80% としたとの報告を受けている。

(9) ネットワーク展開事業

担当部局名	地域振興部
担当チーム名	志摩サイバーベースプロジェクト
委託契約名	国際IX構想に関する事業可能性調査等業務委託
委託先	株式会社インターネット戦略研究所
委託料	23,940千円
契約形態	随意契約
委託事業内容	国際IX構想に関する事業可能性調査
合規性の監査結果	
仕様書等作成手続	問題事項なし。
随意契約理由	問題事項なし。
契約締結手続	問題事項なし。
監督・検査・検収手続	問題事項なし。
支払手続	問題事項なし。

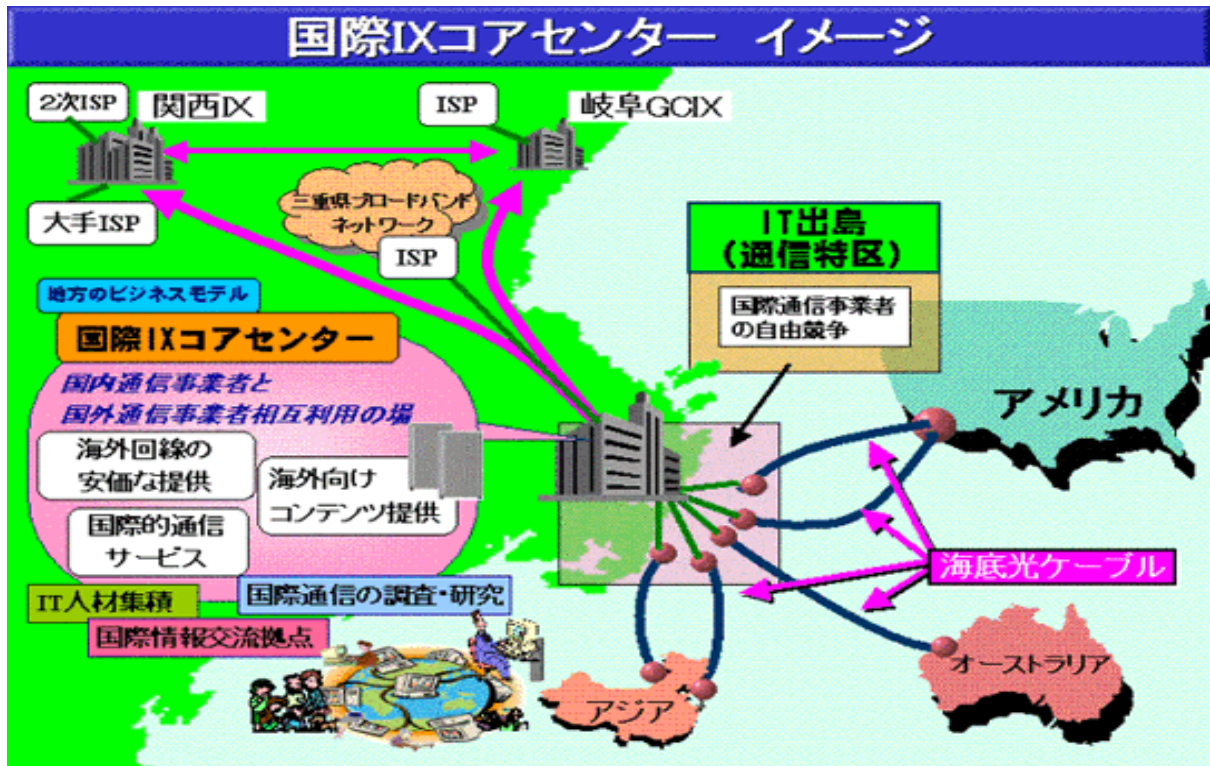
県は、複数の国際海底ケーブルが志摩郡阿児町に陸揚げされることを契機に、県内ケーブルテレビのカバー率が高いことを生かして、低廉で高速大容量の情報通信ネットワークの整備を促進し、地域の情報化、IT関連企業の誘致、ITベンチャービジネスの育成等により地域経済の活性化、地域振興を図ることを目的として、志摩サイバーベースプロジェクトに取り組んでいる。

国際IX構想はこのプロジェクトの一環として、阿児町を国際IX（Internet Exchange - インターネット・エクスチェンジ）すなわち、インターネットの世界における「国際ハブ」として位置づけ、米国中心の情報通信ネットワークから脱皮し、アジア各国との連携により、世界的な国際情報通信ネットワークの構築をめざす構想である。

この構想が進むことにより、志摩地域は国際IX、国際情報交流拠点として、世界各国から企業が進出し、地域の活性化、地域振興につながることを期待されているものである。

具体的イメージは図9-1のとおりである。

(図 9 - 1 国際 IX 構想具体的イメージ)



(三重県ホームページより)

(監査の過程で発見された事項等)

国際IX構想は今後の国際情報通信事業を展望するうえで、重要な位置を占めると考えられる。しかしながら、当該事業の調査結果報告書でも述べられているが、国際IXは製造工場を誘致して地域振興を図る場合と比較すれば、その波及効果は小さいものと考えざるを得ない。

また、この構想を進めるにはその受け皿作りのために、多額のコストがかかることが予想される。さらに、受け皿を作ったとしても、通信事業者を誘致するためにインセンティブを与える必要があり、そのコストも馬鹿にならない。

県も上記調査を受けて、平成15年度は情報収集費用として1,465千円程度の限られた予算措置としており、今後の国の取り組みの動向を見極めることとしている。

結果として、この調査費用は、通信事業者の状況を調査し専門家の意見を聞くための費用となり、現状では、新しい事業としての取り組みのためには検討すべき課題が多いことが判明した。県の財政状態が厳しいおり、今後は調査費用等を極力削減していく必要があると考える。【意見】

(10) 公営住宅管理事務

担当部局名	県土整備部
担当チーム名	住宅チーム
委託契約名	三重県営住宅管理事務委託
委託先	三重県住宅供給公社
委託料	497,904千円
契約形態	随意契約
委託事業内容	入居募集や施設維持管理など管理事務の一部の業務を委託
合規性の監査結果	
仕様書等作成手続	問題事項なし。
随意契約理由	現行条例等から見て問題なし。
契約締結手続	問題事項なし。
監督・検査・検収手続	問題事項なし。
支払手続	問題事項なし。

県営住宅は地方自治法上の「公の施設」に該当するとし、県は県営住宅の管理事務委託を三重県住宅供給公社（以下公社という）に随意契約にて委託している。地方自治法第244条の2第3項では「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、その管理を普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体に委託することができる」としており、これを受けて、三重県では「三重県住宅条例」第53条（管理の委託）において、「知事は、県営住宅および共同施設の管理を三重県住宅供給公社に委託することができる」とし、当該随意契約はこれを根拠に平成10年度から公社と管理委託契約を継続して締結しているものである。

(監査の過程で発見された事項等)

(ア) 一者随意契約の継続について

県営住宅の管理業務を公社に継続して委託している事実については上記の理由によるもので、法令等からは特に問題はない。

しかしながら、委託している業務内容は必ずしも公社でなければできないものではなく、民間開発による大規模集合住宅が多く出現してきている現在、その管理運

営に関してもより優れたノウハウを持った民間管理業者の存在が十分に考えられるところである。

公社への委託が法令等に照らし問題なしとしても、随意契約の透明性確保と合理性の説明責任といった観点からは民間管理業者とコスト、サービスについて比較検討を実施してみることも必要ではないだろうか。そうすることによって、現行の随意契約の妥当性を実証的に説明できるものとする。

(イ) 委託料の算定について

委託料は直接管理経費（修繕費、維持管理費）、直接管理事務費（直接人件費、直接事務費）および一般管理費とからなるが、このうち直接管理経費および直接人件費については実費精算方式で、また直接事務費および一般管理費については渡し切り方式となっている。

渡し切り方式のうち、一般管理費（その主なものは役員報酬および間接人件費である）は、当初予算の直接人件費の14%に0.81を乗じて算定されている。

平成14年度当初予算における直接人件費80,151千円を基に算定された同年度の渡し切り一般管理費は9,090千円であったが、実際の直接人件費73,384千円を基に上記乗率で計算してみると8,321千円となる。

一般管理費は直接人件費に過去の経験値から導き出された11.34%（ $14\% \times 0.81$ ）を乗じて計算されている。当該乗率が経験値である限り、その見直しは当然に考慮されなければならない。一般管理費の実績数値との比較検証を実施することはその点からも必要であるし、その結果が翌年度の予算編成時における委託料積算の参考になってくるものと思う。予算である限り実績との間に差額が発生することは当然であるが、その乖離を小さくしていく努力はしていくべきであろう。【意見】

一般管理費は共通経費であることから、その適正な事業別配賦が前提となることから、県としてはそれに対する取り組みも考えていかなければならない。

(ウ) 収支決算書について

平成14年度の三重県知事宛に公社から提出された「収支決算書」では、収入金額が497,904千円（県からの委託料と一致）で、支出金額も同額となっていた。これは費目別に見てもまったく同額であった。一方、公社の業務報告書に含まれる「附属明細表」における賃貸管理事業損益に記載された県営住宅の項では、事業収益497,904千円（上記に一致）に対し、事業原価は489,585千円（管理経費412,371千円および管理事務費77,213千円）で、この他に一般管理費として28,250千円の計上があり、差し引き19,930千円の支出超過となっていた。

これら二つの決算書の支出金額相違の原因として、「収支決算書」は委託料の精算のための資料といった位置付けから、県からの委託料に合致させて支出金額も報告されることが挙げられる。たとえ県知事宛に提出される「収支決算書」が委託料

の精算のために使われるだけのものであるとしても、本来の数値を修正する必要性はないのではないかと思うが、仮に、収支を一致させるとしても公社の「附属明細書」との関係が明確になるよう、県への報告様式を考えるべきである。【意見】

(エ) 公社の損益状況について

平成 14 年度の損益概要は以下に示すとおりである。

区 分	金 額	摘 要
分譲事業収益	263,936	
賃貸管理事業収益	531,966	内、県営住宅分 497,904
その他事業収益	161,259	
事業収益合計	957,161	
分譲事業原価	616,858	
賃貸管理事業原価	522,991	内、県営住宅分 489,585
その他事業原価	160,017	
事業原価合計	1,299,866	
差引(損失)	342,705	内、県営住宅(利益) 8,319
一般管理費	184,641	内、県営住宅分 28,250
事業損失	527,346	内、県営住宅分 19,930

公社の事業は(1)分譲事業(住宅宅地分譲事業)(2)賃貸管理事業(管理受託住宅管理事業)(3)その他事業の3つからなっている。

(1)の分譲事業は事業収支の段階で大幅赤字となっているが、(2)の賃貸管理事業は同収支段階では若干の収入超過であるが、一般管理費を入れると最終損益で赤字となっている。

公社は、平成 14 年度末で貸借対照表上、約 48 億円の剰余金を持っているものの分譲事業の状況から見れば、今後当該剰余金を食いつぶしていくことは十分に推測できる。

地方の住宅供給公社の中には経営の行き詰まりが言われているところも出てきている。三重県住宅供給公社は三重県の 100%出資であることを考え合わせれば、当然のことではあるが公社の財政状況には十分な留意が望まれるところである。

(11) 港湾整備事業特別会計 管理費

担当部局名	県土整備部
担当チーム名	港湾・海岸チーム
委託契約名	港湾施設管理事務委託
委託先	財団法人 伊勢湾海洋スポーツセンター
委託料	31,992千円
契約形態	随意契約
委託事業内容	津ヨットハーバー管理事務委託
合規性の監査結果	
仕様書等作成手続	問題事項なし。
随意契約理由	現行条例等から見て問題なし
契約締結手続	問題事項なし。
監督・検査・検収手続	問題事項なし
支払手続	問題事項なし。

津松阪港内にある津ヨットハーバーは地方自治法施行令第158条第1項および三重県港湾施設管理条例第18条の規定により、同施設の維持管理等の事務を財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター(以下センターという)に委託している。すなわち、地方自治法施行令第158条第1項では、「次の各号に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保および住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる」とし、各号には、1. 使用料、2. 手数料、3. 賃貸料、4. 貸付金の元利償還金、の4つが定められている。一方、三重県の港湾施設管理条例ではその第18条(事務の委託)で「津ヨットハーバーの区域内の港湾施設の利用に関する事務は、財団法人伊勢湾海洋スポーツセンターに委託するものとする」とある。そして、これに基づき三重県知事とセンター理事長との間で「港湾施設管理等委託契約書」(以下、委託契約書という)が締結されその第1条において、委託する事務の範囲が決められている。また、同第2条1項で知事はセンターに対し前条に規定する事務に要する経費として、委託料を支払うとあり、さらに同2項では委託料の額については、毎年度知事が決定するとしている。そして、現状この契約に従い委託料が支払われている。

(監査の過程で発見された事項等)

(ア) 契約書について

委託契約書は昭和 51 年 4 月 1 日付けで当初契約を結び、その後三度の部分的変更を経て昭和 60 年 5 月以降、約 18 年間改定しないまま今日まで更新されていない。従って、契約当事者である県知事名およびセンター理事長名も当時のままである。また、委託契約書第 7 条で理事長は現金出納計算書を作成し、三重県津出納事務所宛に提出することとなっているが、組織変更で現在の提出先は津地方県民局津建設部出納員である。

センターに対して委託する事務の内容は「委託契約書」第 1 条に定められており、それによれば委託業務の中には出納に係る事務のほか港湾施設の維持管理等、他の事務もいくつか含まれている。

すなわち、当該契約は出納に係る事務を含むものの、施設の維持管理等の業務をも委託する通常の随意契約と同じである。かかる契約を約 18 年間見直ししていないことは、業務委託に対する透明性からも疑問である。

まず県は当該委託契約書を更新することが必要である。【意見】

{参考} 「港湾施設管理等委託契約書」第 1 条：

- (1) 港湾施設の維持管理を行うこと。
- (2) 管理条例別表第 5 に掲げる港湾施設を利用させる事務。
- (3) 専用使用の許可申請書を受理する事務。
- (4) 一般使用に伴う利用券の交付および使用料の収納事務のうち、収入金の出納および保管を行うこと。
- (5) 前各号に附帯する事務。

(イ) 委託料について

委託料は昭和 58 年度までは人件費を含む管理経費を基礎として算定されていたが、昭和 59 年度以降は現在まで前年度の県施設利用料収入の 2 分の 1 で決定されてきている。

センターは一つの施設内で、県施設の業務管理等の受託業務とセンター独自に所有する施設の運営と二つの業務を行っている。二つの業務は内容的にほぼ同一で作業も相互に関連することが多く、利用者がいずれの施設を利用するかに違いがあるに過ぎない。このことから、人件費および運営費（以下管理経費という）を明確に区分することは困難であり、従って委託料の計算根拠として利用料収入を採用しているとの説明を受けた。また、県は平成 12 年度と平成 14 年度においてセンターの管理経費を分析し、その結果から概ね現行の委託料に近い金額が算定されたことから特に現在の決め方に問題はない、としている。

本来、支払うべき委託料は、委託先の管理経費を委託業務の内容あるいは量により負担するものであるとすれば、業務内容あるいは管理経費をベースとして委託料の算定がなされてしかるべきではなからうか。管理経費の区分が困難であるとの理由だけでは、本来と異なる基準を採用することの合理性は乏しいのではないか。

例えば、センターの管理経費を直接費と間接費（共通費）とに区分し、共通費に付いては別途配賦基準を設け、その基準に沿って県からの受託に掛かる経費とセンター独自の業務に掛かる経費とを按分し、委託料を算定することは可能である。配賦基準としては、県施設の管理に掛かる利用料ではなくセンター全体の収入（利用料）を用いるか、あるいはそれぞれが管理できる艇数（艇の種類ごとに加重平均した数）を用いる等、いくつも考えられる。

現に県は平成12年度および同14年度のセンター決算書から管理費をベースとした委託料の検証を実施している。結果的には下表に示したように、現在の前年度県施設利用料収入の2分の1として算定している金額（B）に対する管理費をベースに算定した金額（A）の割合は、平成12年度においては約92.9%、同14年度では約96.0%となり、大きな乖離はなかったが、委託料の算定方法についてはより合理的な方法への見直しを検討する必要がある。【意見】

（表11-1：委託料の計算（試算））

（単位：千円）

項目	平成12年度	平成14年度
センターの人件費総額	41,131	40,352
艇の保管割合	0.60	0.62
県の人件費負担額	24,678	25,018
県の旅費負担額	75	72
県の事務費負担額	5,686	5,688
県の負担管理費合計（A）	30,439	30,778
委託料実績（B）	32,727	31,992

（注）1. 艇の保管割合は県およびセンターのそれぞれの施設での保管艇数を単純合計により計算した割合である。

2. 旅費および事務費はセンターにより把握されたものであり配賦計算しているものではない。

（ウ）津ヨットハーバーの今後

センターは海洋スポーツの普及を通じ、海についての知識や健全な海洋スポーツ等を世代継承していくことを重要な役割としているもので、その趣旨は理解できる。また、現在のセンターの財政状況を見れば、収支は受託料収入を含めれば単年度で每期純利益が出ており、さらに繰越収支差額は平成14年度末で33,777千円あり、また設備の長期にわたる維持を考えた減価償却引当預金は97,174千円に達してい

ることを考えれば、問題のないように見える。

しかしながら、このところマリン業界全体が低迷傾向にあり、今後は厳しい経営環境も予想されるところである。県の財政状態を考慮した場合、今のような形態で当該事業を県は継続していく必要があるのか、検討してみる時期ではなかろうか。

【意見】

なお、契約書の改訂や委託料の算定方法の見直し等を含め、津ヨットハーバー全体の在り方について現在県は検討に入っている。

(12) 職員健康管理運営費・教職員健康管理費

担当部局名	1. 総務局 2. 教育委員会事務局
担当チーム名	1. 職員支援チーム 2. 教職員支援チーム
委託契約名	人間ドック事業委託
委託先	1. 地方職員共済組合三重県支部 2. 公立学校共済組合三重支部
委託料	1. 53,098千円 2. 74,972千円
契約形態	随意契約
委託事業内容	職員の健康診断と自己管理に寄与する人間ドックの実施
合規性の監査結果	
仕様書等作成手続	問題事項なし。
随意契約理由	問題事項なし。
契約締結手続	問題事項なし。
監督・検査・検収手続	問題事項なし。
支払手続	問題事項なし。

労働安全衛生法第 66 条および労働安全衛生規則第 44 条は、事業者は労働者に対して健康診断を行わなければならないと規定しており、また、地方公務員法第 42 条においても、地方公共団体は職員の健康管理、疾病予防を含む福利厚生事業を行わなければならないと規定している。

そこで、三重県は、これらの法規が要請する健康管理、疾病予防を効果的に実現するため、人間ドック事業を福利厚生事業の一環として実施している。

また、当該事業については、地方公務員法第 43 条に基づき、県が実施する福利厚生事業を補完するために設置された共済組合に対して、随意契約にて委託している。

(監査の過程で発見された事項等)

地方公務員法に基づき、三重県は、健康診断や人間ドックをはじめとする種々の福利厚生事業に取り組んでいる。福利厚生制度の実施責任者は、同法において、任命権者が行うこととすると規定しているため、総務局の人間ドック事業は、県知事が任命権者である知事部局職員（以下、県職員という。）を対象としており、教育委員会事務局の人間ドック事業は、教育委員会が任命権者である公立学校教職員および教育委員会事務局職員（以下、教職員という。）を対象としている。よって、事業内容は同じであるにもかかわらず、両部局で各々人間ドック事業を実施している。

そこで、総務局および教育委員会事務局の人間ドック事業についての比較検討を実施する。

なお、職員が受診する人間ドックの費用負担は、県負担、職員の自己負担および共済組合からの負担で賄われている。平成 14 年度の両部局の当該人間ドック事業の県委託料支出額および職員一人当たりの人間ドック検診料を比較すると表 12 - 1 のとおりである。

(表 12 - 1 : 平成 14 年度人間ドック事業比較表)

(単位 : 円)

項目	総務局人間ドック事業		教育委員会事務局 人間ドック事業		差額
	数値	割合	数値	割合	
受診者数 (人)	2,931	-	7,596	-	4,665
県委託料支出額	53,098,000	-	74,972,000	-	21,874,000
一人当たり県委託料支出額	18,116	55.7%	9,870	29.2%	8,246
一人当たり職員自己負担額	1,954	6.0%	5,000	14.8%	3,046
一人当たり共済組合負担額	12,438	38.3%	18,850	55.9%	6,412
一人当たり人間ドック検診料	32,508	100.0%	33,720	100.0%	1,212

「 総務局および教育委員会事務局作成資料より作成 」

注) 上表 一人当たり共済組合負担額には互助会負担額を含んでいる。

両部局の人間ドック事業に係る一人当たり委託料支出額には大きな差異が見受けられる。特に、平成 14 年度においては、県職員の一人当たり県委託料支出額 (表 12-1) は、教職員の約 2 倍となっており、県職員に対する負担が大きいことを示している。また、自己負担額については、同年度においては、教職員は、県職員の

約 2.5 倍負担している。

そこで、当該相違の主な理由につき、両部局の担当者に対してヒアリングを実施した結果、次の回答を得た。

人間ドック検診料に対する県負担額の算定方法の相違

県職員については、人間ドックと一般健康診断の重複受診を認めないとしている。したがって、県は人間ドックの検査項目のうち、一般健康診断で実施している検査項目分のみ負担している。

一方、教職員については、人間ドックと一般健康診断は重複受診が可能となっているため、両方を県が負担すると 2 重負担となる。そこで、この 2 重負担を回避するため、県は人間ドック検診料から自己負担額を控除した金額の 3 分の 1 を負担することとしている。

以上より、表 12 - 1 に記載した差異が発生する。

福利厚生制度自体の相違

県職員と教職員は、職務内容の相違から採用、給与体系等が異なっており、当然、職務の特殊性から福利厚生制度自体が相違する。したがって、実施責任者は、それぞれの職務の特殊性を考慮し、福利厚生制度の中で最も効果的と判断した事業に対して優先的に費用を配分することとなるため、必然的に県負担額等に表 12-1 に記載した差異が発生する。

両部局から上記回答を得ているものの、両福利厚生制度は職務内容に適用される法令等の相違により別個独立であることを所与とし、相互に人間ドック事業の検討は実施していない。そのため、人間ドック事業の一人当たり県負担額が相違する原因は把握できるものの、当該原因の正当性および当該原因により一般健康診断も含めた福利厚生制度全体に対する県負担額がどの程度、県職員と教職員で相違するのかは把握できていないのが現状である。

県職員と教職員では職種が相違するとはいえ、県民の立場からすれば、両者は、「三重県職員」として同じ枠組みの中で見ているのが一般的であり、また、現実には少なからず両者間で人事異動があり、かつ、平成 14 年度からは従来から各福利厚生制度で異なっていた人間ドックの検査項目を原則統一している点から県内部においても福利厚生制度間の均衡を意図しているものと察せられる。少なくとも、各福利厚生制度は、県民の税金により賄われている点からすれば、具体的に両者の相違理由を説明する責任を有する。

したがって、両制度間の比較検討を実施することにより、両制度間の相互理解を通じて一層の職員の健康管理を図ることが可能な福利厚生制度の確立に努めるべきであると考えます。**【意見】**

(13) 防火施設整備費

担当部局名	教育委員会事務局
担当チーム名	教育施設チーム
委託契約名	消防用設備保守管理
委託先	財団法人三重県消防設備保守協会
委託料	28,018千円
契約形態	随意契約
委託事業内容	三重県立学校の消防用設備保守管理
合規性の監査結果	
仕様書等作成手続	問題事項なし。
随意契約理由	問題事項なし。
契約締結手続	問題事項なし。
監督・検査・検収手続	完成認定に不備あり。
支払手続	問題事項なし。

当事業は、三重県の県立学校に設置されている消防用設備の機能を常に完全な状態に置くため、外観点検・機能点検および総合点検を実施するものである。

当事業の実施については、消防法第17条の3の3により、「消防設備士又は消防設備点検資格所有者が担うこと」と規定されており、かつ、点検業務には、火災報知器の試験作動等により授業に支障をきたすため、夏休み等の休校期間中に集中して実施する必要がある。そのため、委託先については、県下全域に支部体制を整え、技術者を確保できる体制が必要となることから、唯一当該要件を満たす業者である財団法人三重県消防設備保守協会と三重県は随意契約により委託している。

(財団法人の概要)

財団法人三重県消防設備保守協会は、防災対象物における消防設備等の設置および維持管理の完全かつ円滑な実施並びに防火思想の啓蒙普及を図るとともに、消防設備士、消防設備点検資格者、危険物取扱者および防火管理者等の育成を図ることによって、県民の生命財産を火災から守り、もって公共の福祉の増進に寄与する目的で、昭和56年1月に設立された財団法人である。

財団法人三重県消防設備保守協会(以下、財団法人という。)は、次のような多岐にわたる事業を行っている。

消防用設備等の工事および保守の業務に携わる者の登録、指導育成
 消防用設備等の点検契約の斡旋または代行
 消防設備士および消防設備点検資格者を養成し、指導するための講習会、研修会の開催
 危険物取扱者および防災管理者の養成・指導に対する協力
 消防用設備等の工事、整備、点検等の技術研究資料作成
 消防用設備、危険物および防火管理関係の情報収集・提供
 防火思想の広報・普及
 消防用設備等に関する損害保険事務

また、三重県と財団法人との関係は、出資等金銭関係はないものの、人的関係として、財団法人の職員（3名）のうち2名が県職員OBとなっている。また、財団法人の事務局は、三重県津庁舎内にある。

（監査の過程で発見された事項等）

（ア）完成認定の不備事項について

当該委託業務は、三重県が財団法人に県立学校の消防用設備の点検業務を委託している。また、財団法人は当該業務を登録会員（以下点検業者という。）に対して、事業として斡旋及び契約の代行を行っており、実際の点検業務についてはこの点検業者が実施している。

財団法人から三重県へ業務完了を報告する点検実施報告書を閲覧した結果、白子高等学校および神戸高等学校の2校の点検実施報告書の点検日時は下記のとおり点検業者により修正されていた。

（表 13 - 1：点検実施報告書の修正内容）

学校名	白子高等学校	神戸高等学校
修正前点検日	平成 15 年 4 月 1・2 日	平成 15 年 4 月 5 日～7 日
修正後点検日	平成 15 年 3 月 24・25 日	平成 15 年 3 月 28・29 日

三重県では当該実施報告書を基に、完成認定書を平成 15 年 3 月 31 日付けで交付している。

しかし、三重県に依頼し、実際の点検実施日について各学校に確認したところ、両校とも修正前の日付により消防設備が点検されていることが判明した。点検業者は、点検日付を改ざんし、実施報告書を提出していた。

ここで、問題となるのは次のとおりである。

点検業者が実施報告書を改ざんしたとはいえ、同報告書を財団法人が三重県に対して提出している以上、財団法人は受託者としての善管注意義務に違反している。

三重県は、実際には委託業務が完了していないにもかかわらず、完成認定書を交付しており、完成認定が適正に行われていない。

三重県は、契約期間内に業務が実施されるか否かについては、委託先の業務計画および業務進行状況をチェックし、監督する義務を有するが、実際には行われていない。

今後も引き続き財団法人と随意契約を行うのであれば、三重県は、財団法人に対して、虚偽の報告を行わないよう厳重注意し、かつ、点検業者に対する監督体制の向上を実施させる必要があるとともに、三重県においても、委託業務の進捗管理の徹底および厳格な完成認定を実施し、上記のような問題が二度と発生しないようにすべきである。【指摘】

(イ) 委託料に係る所管部局の検証について

当該契約担当チームである教育委員会事務局教育施設チーム(以下、担当チームという。)が、財団法人との平成 14 年度の契約金額に対する検証は以下のとおり行われていた。

委託契約締結前の契約金額の事前検証について

担当チームは、平成 12 年度契約時に財団法人の見積金額と担当チームにより積算された設計金額及び同時期において一般業者から徴収した見積金額とを比較し、財団法人の見積金額が低廉であることを確認している。平成 14 年度契約締結にあつては、事前に財団法人から見積書の提出を受け、当該見積金額の単価が平成 12 年度契約時の単価から増加していないことを確認したうえで事業量等を確認し、同金額をもって契約金額としている。

しかし、当該事前検証には問題点があると考えられる。

まず、平成 12 年度に積算された設計金額は 2 年前の設計金額であり、その後の消防法改正により追加された業務については反映されていない。また、設計金額は、当時の標準積算単価に基づき算定されているとのことであるが、同時期の一般業者の見積金額と比較すると金額的にかなり高い金額となっており、値引き等を考慮した実勢を反映しているか疑問である。

次に、一般業者から徴収した見積書のうち県立学校 77 校の点検業務を一括で委託した場合の見積書金額であるが、各地に点在する県立学校を 1 業者が実施する場合、交通費等のコストが多額となり、一括委託したとしても必ずしも低廉とはなりえない。

さらに、財団法人からの見積書であるが、学校別・点検種類別明細を記載しているものの、財団法人が当該委託契約において実際に行っている幹旋業務及び契約代行業務に対する対価は明示されておらず、点検業務の対価の中に含まれている。その結果、見積内容が明瞭とは言えない部分がある。具体的には、見積金額が前年度比増減した場合、当該増減が点検業者に起因するものであるかそれとも財団法人に起因するものかを判別できず不明瞭といえる。

(注)上記では、今後の県と財団法人との契約金額の交渉過程に支障をきたす恐れがあるため、平成12年度に行われた設計金額及び一般業者からの見積金額はあえて記載していない。

委託業務完了後における契約金額の事後検証について

担当チームによる事後的な契約金額の検証、具体的には、県が実際に支払った委託料を受託者である財団法人がどのように使用しているかについての検証は、実際行われていない。なぜなら、当該委託契約の支払いは実費精算ではなく、渡し切りのため、収支報告書が入手できない。また、財団法人の所管部局は地域振興部消防・保安チームであるため、担当チームでは決算書が入手できない状況にあり、結果、委託料の使途が把握できないからである。

以上より、担当チームにおける当該委託契約における契約金額の検証について十分になされているとは言えない。現状の事前検証では、財団法人の見積金額と比較対象としている設計金額や一般業者からの見積金額は実勢価格を反映したものとは言えず、あまりにも概括的な検証である。このような検証方法では仮に今後財団法人が漸次見積金額を上乗せしたとしても比較対象金額を下回っていれば契約金額としてしまう可能性は否定できない。また、事後検証ができないのであれば、尚更といえる。

さらに、公益性を有する事業を行う財団法人との随意契約による委託契約であるとの観点からは、現状のような担当チームの検証体制では、財団法人が自己の組織運営のために意図的に見積金額をかさ上げし、委託という形式でありながら実質補助金となるような場合も看過してしまう危惧がある。財団法人との随意契約にて委託契約を締結する場合には、後述する「公益法人設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定)および「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」(平成8年12月19日公益法人等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)を斟酌し、財団法人に対して運営補助的な利益供与がないよう十分な検証を行う必要があると考えられる。

なお、地域振興部消防・保安チームより入手した当該財団法人の決算書からは平成14年度における点検事業収入42,763千円(うち三重県からの受託料収入28,018千円)であり、点検業者への支出額37,243千円及び事務費467千円であり、差額5,052千円が職員人件費等に充当されており、一般事業会社との諸経費率(利益率)

と比較して高い水準ではなく問題はないと判断される。

そこで、事前検証については、業務実態を反映した見積書を入手し財団法人と随意契約を行うべきか、それとも、競争入札により一般業者から契約先を決定すべきかを厳密に行う必要がある。また、財団法人と随意契約を継続する場合には、財団法人から入手される見積書に財団法人が受け取る対価(財団の事業費等に充当される金額)を区分記載することを依頼し、詳細に見積金額の妥当性を検証する等改善が必要である。【意見】

また、事後検証については現在の委託料の支払方法を渡し切り方式から実費精算方式にすることにより担当チームは収支報告書を入手でき、事後検証が可能となるため、支払方法の変更について検討する必要がある。【意見】

(参考)

「公益法人の設立許可および指導監督基準」

2.(5) 対価を伴う公益事業については、対価の引下げ、対象の拡大等により収入、支出の均衡を図り、当該法人の健全な運用に必要な額以上の利益を生じないようにすること

「公益法人の設立許可および指導監督基準の運用指針」

- (1) 公益法人の運営は、社団法人であれば会費収入、財団法人であれば基本財産からの財産運用収入により賄われることが望ましい。しかしながら、物価水準や金利等の社会経済情勢の変化や、会員数の増減等の法人に関する状況の変化に伴い、このような収入だけでは公益事業を継続して行うことが困難である。
- (2) このような場合があることを考えると、公益法人が行う本来の公益事業についても、受益者に対して公益事業に要する費用の負担を求めることもやむを得ない。しかしながら、受益者に対して対価を求める場合があっても、その事業の収入、支出は均衡することが望ましく、仮に利益が生じる場合であっても、当該法人の健全な運営に必要な額にとどめなければならない。
- (3) 仮に、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益が生じる場合には、対価の引下げ、受益対象の拡大等を図ることにより、収入、支出の均衡を図らねばならない。

(14) 県立学校児童生徒等健康管理事業

担当部局名	教育委員会事務局
担当チーム名	生徒指導・健康教育チーム
委託契約名	県立学校児童生徒等健康管理（心臓検診）業務委託
委託先	財団法人三重県学校保健会
委託料	21,840千円
契約形態	随意契約
委託事業内容	心臓検診システムによる県立学校児童生徒の心臓検診
合規性の監査結果	
仕様書等作成手続	契約単価の見直し不備。
随意契約理由	問題事項なし。
契約締結手続	問題事項なし。
監督・検査・検収手続	問題事項なし。
支払手続	問題事項なし。

当事業は、次の県立学校の児童および生徒を対象に心臓検診を行うものである。

心電図検査、胸部X線間接フィルムによる検査

- （対象） ・ 県立高等学校第1学年
 ・ 県立障害児教育諸学校高等部第1学年

省略心電図・省略心音図検査

- （対象） ・ 県立障害児教育諸学校中学部第1学年
 ・ 県立障害児教育諸学校小学部第1学年

当事業は県立学校児童生徒の健康診断の一環として実施しているものである。学校保健施行規則により、健康診断の実施期限は毎年6月30日と規定されており、当該期間内に上記検査を実施して養護教諭の所見を取りまとめ、さらに、専門医の総合判定まで実施しなければならない。したがって、当該一連の処理を迅速かつ正確に実施する必要がある。そこで、児童生徒の健康増進を目的に設立され、かつ、学校・医療関係者が理事を務めていることから、当事業を随意契約で財団法人三重県学校保健会に委託している。

（財団法人の概要）

財団法人三重県学校保健会（以下、財団法人という。）は、関係検査機関との連携を密にし、健康診断が的確に行われ、児童生徒の健康の増進のための適切な指導を行うための研究、協力を行うことを目的として昭和 38 年に設立された団体である。事業としては、児童生徒の心臓検診事業の他、学校保健に係る検討委員会、講習会や研修会の開催事業、学校保健に関する調査研究資料の配布事業および学校保健に係る啓発活動事業を実施している。

また、三重県と財団法人の関係については、出資関係はないものの、平成 13 年度までは県職員が常務理事を兼務しており、人的関係はあった。なお、事務局は県庁教育委員会事務局内にある。

（監査の過程で発見された事項）

（ア）財団法人作成の決算書不備

当委託契約は、財団法人と受診者 1 名につき、高等学校および障害児教育諸学校高等部は 1,300 円、障害児教育諸学校中学部・小学部は 1,700 円を委託料として支払うこととしている。すなわち、単価契約による委託契約である。

毎年、当事業終了後に財団法人から三重県に対して、心臓検診受診者に係る事業実績報告書が提出されており、県の適正な検討に基づき委託料が確定されており、問題事項は発見されなかった。

しかし、事業実績報告書とともに、財団法人は当事業の収支報告書を提出しており、過去 3 年間の当該収支報告書および財団法人決算書を検討した結果、以下の不備事項が発見された。

共通経費の按分について

財団法人は、県下の市町村からも三重県と同様の心臓検診業務を受託している。財団法人は、平成 13 年度までは、三重県の心臓検診事業については特別会計で、市町村の心臓検診事業については一般会計により決算書を作成していた。

心臓検診事業に要した職員人件費等の共通経費は、心臓検診業務を委託している三重県を含む各地方公共団体が業務量等、適切な基準により按分して負担する必要がある。しかし、臨時職員人件費や需用費、旅費等については、特別会計で計上されている一方、常勤職員の人件費については一般会計で計上されており、共通経費の適切な按分がなされておらず、財団法人の決算書が適正に作成されていない。

事業別・受託先別収支の把握について

財団法人は、従来、三重県からの受託事業である心臓検診事業および学校健

康状態調査事業については、特別会計で収支を計算していたものの、所管部局の教育委員会事務局からの指導を受け、平成 14 年度から当該特別会計と一般会計を合算した決算書を作成している。これについて、財団法人は、理事会および評議員会の承認を得ているため、法的には問題はない。また、会計的にも財団法人の決算書に特別会計を設定することは例外とされており、特に問題はない。しかし、平成 14 年度に作成された決算書は、一般会計と特別会計を単に合算したものであり、事業別・受託先別の収支実績は把握できないものであった。これでは、地方公共団体から委託を受けている財団法人の決算書としては、適正であると言えない。

収支報告書について

財団法人が三重県に提出している収支報告書上、三重県からの受託料収入と当該業務に要した支出は、毎年一致している。受託料収入は、心臓検診受診者数に契約単価を乗じて算出しており、当該業務に要した支出とは、通常、一致することはない。上記の共通経費の按分の不正確なことも相まって、収支報告書は事業実績を正確に反映していないと判断できる。

以上のような不備事項が、財団法人の決算書および収支報告書にあり、県が委託事業に要する正確な支出額について把握することができない状況である。県から財団法人への委託料の精算は、実費精算ではないものの、契約単価の適否を判断するためには、委託事業に要する正確な支出額を把握することは重要である。平成 8 年 4 月より、現在の契約単価から変更されていないことを考慮すると、財団法人の事業実績に応じた契約単価の適否について十分に検討されていなかったと認められる。

したがって、三重県は、財団法人に対して、正確な決算書および収支報告書の作成を指導し、契約単価の適否について検証すべきである。【指摘】

(イ) 委託契約の必要性の検討

当該心臓検診業務については、すべて各地域の医療機関に再委託をしており、再委託料は平成 13 年度において 19,688 千円（再委託率 89.2%）、平成 14 年度においては、19,512 千円（同 89.3%）であり、実質の業務は三重県（県立学校含む）と医療機関との間の仲介・斡旋事務業務であるといえる。

また、平成 14 年度末における財団法人の財政調整積立金は 11,727 千円と総資産の約 30%を占めており、これまでに多額の利益を留保してきている。

さらに、財団法人は、現在、児童等の健康教育に関する各種事業を実施しており、また、事業規模の拡大を図っている。しかし、常勤職員 1 名、臨時職員 1 名であり、その他は非常勤役員で構成される小規模団体である。

したがって、三重県は、当該心臓検診業務について財団法人に委託する場合と、三重県が直接業務を行う場合と比較考量し、事業の迅速かつ的確な遂行および心臓検診システム運用の有効性確保並びに事業コスト削減の観点から、適切な事業の実施方法を検討する必要があると考える。【意見】

付言すれば、心臓検診業務を三重県が直接行う場合、財団法人の運営の柱がなくなることを意味するため(平成14年度財団法人収入合計45,471千円うち三重県からの受託料収入21,840千円)、財団法人の存続にも影響する。そのため、財団法人が担っている健康教育に対する役割についても十分考慮して、事業の実施方法を検討することが望まれる。

(15) 学校運営費（養護学校）

担当部局名	教育委員会事務局
担当チーム名	経営チーム
委託契約名	北勢きらら学園給食業務委託
委託先	株式会社メイキュー
委託料	11,314千円
契約形態	指名競争入札
委託事業内容	北勢きらら学園の学校給食調理業務委託
合規性の監査結果	
仕様書等作成手続	設計金額積算過程および決裁手続に瑕疵あり。
入札手続	問題事項なし。
契約締結手続	問題事項なし。
監督・検査・検収手続	問題事項なし。
支払手続	問題事項なし。

(監査の過程で発見された事項)

平成14年度の当業務委託契約における設計金額は、平成13年9月に、平成13年度当該業務委託契約者である株式会社メイキューより、見積書を入手し、これを基礎として積算している。その後、当該設計金額を平成14年2月25日に執行伺いにて、上席決裁を経て、平成14年3月19日付けで予定価格を設定している。

ここで、見積書、執行伺い書における設計金額および予定価格は、次のとおりとなっている。

(表15 1：見積金額、設計金額および予定価格の比較)

(単位：円)

項目	見積金額	設計金額	予定価格
人件費	11,916,091	11,916,091	内訳なし
運営経費	799,997	799,997	
本社管理費	1,148,015	1,148,015	
利益金	256,762	264,627	
調整額	7,865	-	
合計	14,113,000	14,113,000	14,113,000

ここで、問題となるのは次の事項である。

(ア) 設計金額積算過程の不備事項について

見積書では、利益金を 256,762 円、調整額（値引額） 7,865 円として、利益金の金額を 248,897 円としているのに対して、設計金額では調整額を加算して 264,627 円としている。その結果、見積金額合計額と設計金額合計額は相違するにもかかわらず、設計金額合計額を見積書から転記したために、合計欄は 14,113,000 円で一致している。

以上から、設計担当者は、設計金額を見積書と同額にすることを意図して積算していると考えられ、一見、単純な計算誤りであると見える。

しかし、誤った利益金額 264,627 円の積算根拠として、執行伺い書にて以下のとおり記載している。

利益金

社員換算人員 1 名に対して 5,230 円として計算

$5,230 \text{ 円} \times 4.6 \text{ 人} = 24,057 \text{ 円} (1 \text{ ヶ月})$

$24,057 \text{ 円} \times 11 \text{ ヶ月} = 264,627 \text{ 円}$

これは、設計金額は、積み上げ方式で本来計算されるものであるにもかかわらず、設計金額合計がまずありきで計算されており、設計金額の合理性・妥当性が欠如している。このことは、三重県の設計金額の積算手法について強い疑念を抱かせる事実である。

以上から、早急に、設計金額の積算手法について是正するとともに、積算根拠で用いられる金額や数値（上記では 5,230 円および 4.6 人）の根拠を設計書で必ず明記するように改めるべきである。【指摘】

(イ) 執行伺いの決裁手続の瑕疵について

(ア)で述べたとおり、執行伺い書における設計金額については、計算誤りのほか、積算根拠の合理性・妥当性の欠如が認められるものの、複数の上席者が承認し、かつ、当該合計金額をもって、予定価格としている。

一般的に官公庁では、複数の階層の上席者の決裁を受ける必要があり、決裁手続に時間的な事務コストを要している。しかし、上記のような誤りを看過している現状、正確かつ妥当な決裁がなされているか疑問が呈される。

執行伺い等重要な決裁書類においては、各承認者が、金額等重要事項については、チェックマークを付す等、決裁の正確性・妥当性の確保に努める必要がある。

【指摘】

(16) 道路維持修繕費

担当部局名	各県民局
担当チーム名	建設部
委託契約名	各道路橋梁維持修繕事業業務委託
委託先	各建設会社
委託料	685,355千円
契約形態	指名競争入札
委託事業内容	各道路の除草作業
合規性の監査結果	
仕様書等作成手続	競争性向上について改善事項あり。
入札手続	競争性の確保について改善事項あり。
契約締結手続	競争性の確保について改善事項あり。
監督・検査・検収手続	問題事項なし。
支払手続	問題事項なし。

三重県は、各道路の除草業務について各県民局建設部の権限に基づき、原則、指名競争入札で業務委託を行っている。

なお、監査対象である平成14年度委託料10百万円超の除草業務委託契約について、検証したところ、共通の意見および指摘事項が発見されたため、平成14年度に締結した除草業務委託契約すべてについて検討することとした。

(ア) 除草業務委託の概要

平成14年度における各県民局建設部の除草業務委託については、松阪地方県民局建設部の東黒部早馬瀬線除草業務委託1件のみ随意契約で締結されている(国土交通省発注の除草業務のエリアと隣接しているため、コスト削減の観点から同省との契約先と随意契約を行っており、特に問題はない。)が、これ以外すべての委託契約は指名競争入札で委託先を選定している。そこで、各建設部別の平成14年度の入札状況を示すと表16-1のとおりとなる。

また、除草業務については、落札業者が再委託を実施している場合が散見された。そのため、平成14年度における再委託の状況および再委託先が入札参加業者の場合の再委託状況は、表16-2のとおりである。なお、以下に記載する再委託料は予定価格及び入札価格との対比上、当初契約金額に対する再委託料である。

(表 16 - 1 : 平成 14 年度除草業務委託の各建設部別入札状況) (単位: 千円)

所管部局	契約 本数	予定価格合計	落札額合計	落札率 (/)
北勢県民局桑名建設部	8	65,863	55,534	84.3%
北勢県民局四日市建設部	13	87,582	58,080	66.3%
北勢県民局鈴鹿建設部	6	54,736	52,111	95.2%
津地方県民局津建設部	10	58,584	44,486	75.9%
津地方県民局久居建設部	8	74,132	71,610	96.6%
松阪地方県民局建設部	15	42,276	40,674	96.2%
伊賀県民局建設部	11	111,340	108,570	97.5%
南勢志摩県民局伊勢建設部	14	128,748	115,469	89.7%
南勢志摩県民局志摩建設部	8	42,678	41,107	96.3%
紀北県民局建設部	9	33,815	28,287	83.7%
紀南県民局建設部	5	31,891	31,374	98.4%
合計	107	731,650	647,306	88.5%

(注) 上記表の松阪地方県民局建設部の数値は、随意契約の1件も含んでいる。

「各県民局建設部提出資料より作成」

(表 16 - 2 : 平成 14 年度除草業務委託の再委託状況) (単位: 千円)

所管部局	落札額 合計	再委託合 計	うち入札 参加業者に 対する再委 託料	再委託率 (/)	入札参加 業者に対す る再委託率 (/)
北勢県民局桑名建設部	55,534	6,560	2,570	11.8%	4.6%
北勢県民局四日市建設部	58,080	15,957	1,606	27.5%	2.8%
北勢県民局鈴鹿建設部	52,111	16,075	-	30.9%	0.0%
津地方県民局津建設部	44,486	8,765	4,461	19.7%	10.0%
津地方県民局久居建設部	71,610	3,150	3,150	4.4%	4.4%
松阪地方県民局建設部	40,674	5,634	5,634	13.9%	13.9%
伊賀県民局建設部	108,570	61,705	61,705	56.8%	56.8%
南勢志摩県民局伊勢建設部	115,469	25,434	11,534	22.0%	10.0%
南勢志摩県民局志摩建設部	41,107	6,405	2,415	15.6%	5.9%
紀北県民局建設部	28,287	-	-	0.0%	0.00%
紀南県民局建設部	31,374	-	-	0.0%	0.00%
合計	647,306	149,689	93,077	23.1%	14.4%

「各県民局建設部提出資料より作成」

(イ) 除草業務委託に係る競争性確保の観点からの検証手続きの結果

平成 14 年度の除草業務委託契約 107 本について、競争性の確保の観点から次のとおりの検討を実施した。

平成 14 年度より過去 5 年間落札業者が同一であるか。

平成 14 年度より過去 5 年間落札率が 95% 超と高い水準にあるか。

平成 14 年度において落札業者が再委託を実施している場合、落札業者を除く入札参加業者がすべて下請けとなっているか。

平成 14 年度において落札業者が再委託を実施している場合、入札参加業者の一部が下請けとなっているか

上記項目について該当した場合、形式的に競争性の確保がなされていない可能性が高いと判断される。当該検証の結果は次のとおりである。

(表 16 - 3 : 除草業務委託のチェック項目の検証結果)

所管部局	契約本数	平成 14 年度より過去 5 年間落札業者は同一か。		平成 14 年度より過去 5 年間落札率が 95% 超か		平成 14 年度において、入札参加業者のすべてが下請けとなっているか。		平成 14 年度において、入札参加業者の一部が下請けとなっているか。	
		該当件数	割合	該当件数	割合	該当件数	割合	該当件数	割合
北勢県民局桑名建設部	8	1	12.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	12.5%
北勢県民局四日市建設部	13	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	7.7%
北勢県民局鈴鹿建設部	6	1	16.7%	1	16.7%	0	0.0%	0	0.0%
津地方県民局津建設部	10	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	10.0%
津地方県民局久居建設部	8	1	12.5%	3	37.5%	0	0.0%	1	12.5%
松阪地方県民局建設部	15	4	26.7%	5	33.3%	0	0.0%	4	26.7%
伊賀県民局建設部	11	0	0.0%	8	72.7%	2	18.1%	8	72.7%
南勢志摩県民局伊勢建設部	14	1	7.1%	3	21.4%	0	0.0%	1	7.1%
南勢志摩県民局志摩建設部	8	3	37.5%	1	12.5%	0	0.0%	1	12.5%
紀北県民局建設部	9	1	11.1%	2	22.2%	0	0.0%	0	0.0%
紀南県民局建設部	5	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	107	11	10.3%	23	21.5%	2	1.87%	18	16.8%

「各県民局建設部提出資料より作成」

(注) 上記表の「割合」は該当件数を各建設部の平成 14 年度契約本数で除して算出している。

(監査の過程で発見された事項)

(ア) 公募型指名競争入札および一般競争入札の導入について

各県民局建設部で実施される除草業務委託は、ほぼすべて指名競争入札により行われている。しかし、指名基準、特に指名者数は、建設部および委託契約毎に異なり、現状、指名方法に恣意性が介入する余地がある。

また、業者選定方法を一般競争入札ではなく指名競争入札を採用する根拠として、除草業務遂行上、交通整理等の必要性が生じるため、除草エリアの道路事情に精通している業者を選定する必要があるとの回答を得ている。その結果、各建設部は、指名業者を原則として各除草エリアに事業所を有する業者を指名している。しかし、除草業務の施工体制からすると、現場監督者は受託業者の正社員が任命されているものの、実際業務を遂行しているのは、日雇い労働者が多いため、特に前述の基準で指名する必要性はないと判断される。現に、再委託先としては県外の業者になっている例も見受けられた。

さらに、表 16 - 1 のとおり、各建設部により落札率にかなりのバラツキが生じている。相対的に都市部では落札率が低い傾向にあり、これは、業者数の多い都市部では入札における競争性が確保されている一方、農村部では、業者数が少なく競争性が欠如する傾向にあることを示している。結果、現状の指名競争入札のように、入札参加業者の選定地域を限定することにより特に農村部では競争性が確保されず、契約額が高くなると考えられる。

従って、競争性を確保する上で、一般競争が望ましいが、少なくとも除草エリアの近隣市町村を含めた地域公募型指名競争入札の採用を検討する必要があると考える。【意見】

(イ) 入札結果の検証方法の整備について

担当者へのヒアリングおよび入札関係に係る資料の提出・作成を依頼する過程で、入札手続および入札結果について事後的に十分な検証を行う体制は確立されていないものと判断された。なぜなら、人事異動に伴い担当者が平成 14 年度に係る質問の回答に躊躇する場面が見受けられたことや十分な検証を行っていれば作成されていると考えられる資料(例えば、入札結果に係る推移、再委託の状況等)について作成されていなかったからである。

除草業務委託に関して記載した指摘および意見の大部分については、過年度の入札結果および他の委託契約の入札結果等を比較・検証することにより、各建設部が認識できた可能性は高いと考えられる。また、意見および指摘事項は、平成 14 年度において単発的に発生したわけではなく、過年度から継続して発生しているものが多く、適時に対応していれば、現段階では解決されていた事項が数多くあると考えられる。

このような状況は、除草業務以外の委託契約についてももうかがえるため、各建設部だけでなく、全庁的に入札結果等の検証方法をマニュアル化し、当該検証結果について第三者機関（三重県入札等監視委員会等）にチェックさせる等有効性を確保する方策を検討する必要があると考える。【意見】

（ウ）各建設部の連携について

除草業務委託については、除草業務の発注手続きから完了・検収手続きに至るまで、各県民局建設部長に決裁権限が付与されており、実際の委託業務については、各県民局建設部で管理把握されている。そのため、各建設部において地理的特殊性はあるもののコスト縮減の観点および事務処理の円滑化の観点から各建設部間で共通の問題を抱えていると考えられる。そのため、各建設部間で問題事項等に関する検討会もしくは協議会を開催し、相互の経験・知識を集積することにより、早期の問題解決を図ることが可能である。しかし、現段階では、このような協議等が行われてはいるものの各建設部の連携は、十分に図られていない。

従って、各部局での対応策および問題提起を部局横断的に共通認識することにより、各種問題点の解決が早期化することが可能となる。このような部局横断的な協議等について、規定等に盛り込み、制度的に実施することが必要であると考え。【意見】

（エ）高い再委託率の契約に係る入札方法の改善について

平成 14 年度において、再委託率が 50% 超であった委託契約の落札率は以下のとおりであった。平成 14 年度の除草業務委託契約数 107 本のうち、該当契約は 15 本もあり、1 割を超えるものであった。

（表 16 - 4：平成 14 年度再委託率 50% 超の委託契約一覧）

所管部局	除草エリア	再委託率	落札率	所管部局平均落札率
四日市建設部	一般国道 306 号（西部 1 地区）	62.5%	95.7%	66.3%
鈴鹿建設部	主要地方道四日市楠鈴鹿線他 C ブロック	75.8%	95.5%	95.2%
	一般国道 306 号他 D ブロック	55.7%	96.7%	
津建設部	主要地方道亀山白山線他 5 線	77.3%	98.5%	75.9%
松阪建設部	一般国道 166 号他(飯高町粟野他)	64.9%	99.8%	96.2%
	一般地方道松阪度会線他（多気町土羽他）	55.2%	94.7%	

所管部局	除草エリア	再委託率	落札率	所管部局平均落札率
伊賀建設部	一般国道 422 号他 8 線	70.8%	100.0%	97.5%
	一般国道 25 号他 4 線	58.0%	99.5%	
	一般国道 25 号他 5 路線	73.0%	92.5%	
	一般国道 163 号他 5 路線	77.4%	99.6%	
	一般国道 165 号他 6 路線	77.5%	99.1%	
	一般国道 368 号他 6 路線	61.6%	93.9%	
	一般国道 25 号他 2 線	82.6%	98.7%	
	主要地方道松阪青山線他 4 路線	59.0%	98.6%	
伊勢建設部	一般国道 260 号他 4 線 (Nブロック)	65.1%	99.2%	89.7%
平均		68.0%	97.2%	88.5%

「各県民局建設部提出資料より作成」

上記分析結果より、再委託率が高い場合は、落札率が極めて高い水準にあると判断できる。この原因としては、再委託する場合、一業者当たりが受け取る委託料金額が小さくなるため、利益率を高く設定し、業者利益の最大化を図ろうとする経済行動をとるためであると考えられる。

また、除草業務において再委託する実質的な理由は、高度な専門性を有する業務とは認めがたいため、落札業者の事業規模が委託業務に比し、小さいためであるといえる。特に、上記エリアのように、再委託率が非常に高い落札業者は、そもそも当該委託業務を行いうる能力が欠如していると判断してもよい。

さらに、三重県全体の平均落札率が 88.5%であるのに対し、上記エリアの落札率は 97.2%と約 9 ポイントも高くなっており、競争性が欠如していると判断できる。

従って、上記エリアについては、次年度以降について、指名基準もしくは入札方法を改善し、競争性を確保する必要がある。【意見】

(オ) 入札参加業者に対する再委託について

除草業務委託を契約業者が再委託する場合、三重県の承認を得れば足り、再委託業者が当該業務に係る入札参加業者であっても、法的には問題はない。

しかし、複数の入札参加業者を再委託先としている場合、入札に係る競争性が阻害されているのではないかと疑念が生じる。そこで、平成 14 年度において

入札参加業者を再委託先としている委託業務契約について、平成 15 年度および過年度の入札状況並びに再委託状況を検証した結果、入札に関して極めて競争性が阻害されているのではないかという事例が見受けられた。

そこで、以下では、当該事例を代表して津地方県民局津建設部の主要地方道亀山白山線他 5 線エリア除草業務委託および伊賀県民局建設部一般国道 422 号他 8 線エリア除草業務委託について検討する。なお、表 16 - 5 から表 16 - 10 までの予定価格および落札価額並びに再委託額は入札価格との対比から消費税抜きの金額で記載している。

津地方県民局津建設部主要地方道亀山白山線他 5 線エリア除草業務委託

当該エリアの除草業務委託における平成 13 年度から平成 15 年度の入札結果、入札参加状況および再委託状況は、下記のとおりである。

(表 16 - 5 : 入札結果の 3 カ年推移)

(単位 : 千円)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
予定価格	5,687	5,586	3,355
落札価格	5,600	5,500	3,290
落札率(/)	98.5%	98.5%	98.1%

「津地方県民局津建設部提出資料より作成」

(表 16 - 6 : 入札参加状況の 3 カ年推移)

(単位 : 千円)

入札参加業者名	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
A 社	5,650	5,600	3,290
B 社	5,800	5,500	3,300
C 社	5,600	5,700	3,320
D 社	5,700	5,700	3,310
E 社	5,700	5,600	3,320
F 社	6,100	5,700	3,330
G 社	5,800	(辞退)	(辞退)
H 社	-	6,000	-
I 社	-	5,600	-
J 社	-	-	3,330
K 社	-	-	3,350
L 社	-	-	3,320

「津地方県民局津建設部提出資料より作成」

(表 16 - 7 : 再委託状況の 3 カ年推移)

(単位 : 千円)

	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
落札業者名						
A 社	-	-	-	-	769	23.4%
B 社	-	-	1,251	22.8%	-	-
C 社	1,265	22.6%	-	-	-	-
下請け業者名						
A 社	1,208	21.6%	1,067	19.4%	-	-
B 社	993	17.7%	-	-	636	19.3%
C 社	-	-	1,067	19.4%	626	19.0%
D 社	1,087	19.4%	1,067	19.4%	634	19.3%
E 社	1,044	18.7%	1,047	19.0%	622	18.9%
再委託額合計	4,334	77.4%	4,248	77.2%	2,520	76.6%
落札額合計	5,600	100%	5,500	100%	3,290	100%

「津地方県民局津建設部提出資料より作成」

当該委託業務については、以下に記載する事実により、競争性が確保されていない蓋然性が極めて高く、早急に当該県民局もしくは県民局以外の者により改善に向けて調査を実施するとともに、次年度以降の入札方法および指名方法の変更を検討すべきである。

【指摘】

- 平成 13 年度から平成 15 年度の 3 年間に於いて落札業者と再委託業者は委託業務の規模にかかわらず、同一の 5 社となっており、入札前から当該委託業務を 5 社で配分するという事前協議がされている可能性が高いと疑念を抱かざるを得ない。
- 表 16 - 7 より、委託契約金額(落札価格)の多寡にかかわらず、当該 5 社は、委託業務をほぼ均等に按分している。再委託理由は、除草業務を実施する人夫不足によるものであるが、均等に業務を按分する理由は考えられない。このような状況は、上記の疑念をさらに深めるものである。
- 当該 5 社の入札価格帯(最低入札価格と最高入札価格の差)は、平成 13 年度 200 千円、平成 14 年度 200 千円、平成 15 年度は 30 千円と僅少であるにもかかわらず、各年度において最低入札価格は重複してない。このような状況も上記疑念を一層深めるものである。

- ・平成14年度の落札率98.5%は、津地方県民局津建設部の平均落札率である75.9%と比較し、20ポイント以上高く、当該業務における競争性が確保されていないことを結果的に追認するものである。

伊賀県民局建設部一般国道422号線他8線エリア除草業務委託

当該エリアの除草業務委託は、平成11年度から平成15年度の過去5年間すべて、落札業者を除く入札参加業者が下請けを行っている。当該除草業務委託における平成11年度から平成15年度の入札結果、入札参加状況および再委託状況は、次のとおりである。

(表16-8：入札結果の5カ年推移)

(単位：千円)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
予定価格	9,460	9,389	9,100	9,300	7,467
落札価格	9,200	9,200	8,900	9,300	7,300
落札率(/)	97.3%	98.0%	97.8%	100.0%	97.8%

「伊賀県民局建設部提出資料より作成」

(表16-9：入札状況の5カ年推移)

(単位：千円)

入札参加業者名	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度		平成15年度
	1回目	1回目	1回目	1回目	2回目	1回目
a社	9,400	9,400	9,000	9,900	9,600	7,300
b社	9,350	9,500	9,100	9,700	9,300	7,390
c社	9,450	9,350	8,900	9,900	9,600	7,420
d社	9,300	9,200	9,100	辞退	辞退	7,390
e社	9,200	9,300	8,950	9,850	9,600	7,350
f社	9,350	9,500	9,000	9,900	9,600	7,400
g社	9,600	9,400	9,100	9,900	9,600	7,400
h社	9,300	9,400	9,200	10,000	9,600	7,350
i社	9,400	9,300	9,100	9,850	9,600	7,460
j社	-	-	9,200	9,850	9,600	7,400
k社	-	-	-	-	-	7,420
l社	-	-	-	-	-	7,370

「伊賀県民局建設部提出資料より作成」

(表 16 - 10 : 再委託状況の 5 カ年推移)

(単位 : 千円)

	平成 11 年度		平成 12 年度		平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
落札業者名										
a 社	-	-	-	-	-	-	-	-	2,080	28.5%
b 社	-	-	-	-	-	-	2,720	29.2%	-	-
c 社	-	-	-	-	1,391	15.6%	-	-	-	-
d 社	-	-	1,580	17.2%	-	-	-	-	-	-
e 社	1,839	20.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
下請け業者名										
a 社	850	9.2%	952	10.4%	893	10.0%	900	9.7%	-	0.0%
b 社	850	9.2%	952	10.4%	811	9.1%	-	0.0%	541	7.4%
c 社	850	9.2%	952	10.4%	-	0.0%	460	4.9%	377	5.2%
d 社	1,009	11.0%	-	0.0%	1,108	12.4%	1,000	10.8%	542	7.4%
e 社	-	0.0%	952	10.4%	1,108	12.4%	960	10.3%	513	7.0%
f 社	900	9.8%	952	10.4%	754	8.5%	430	4.6%	530	7.3%
g 社	900	9.8%	952	10.4%	933	10.5%	730	7.8%	691	9.5%
h 社	990	10.8%	952	10.4%	571	6.4%	640	6.9%	624	8.6%
i 社	1,012	11.0%	952	10.4%	954	10.7%	1,080	11.6%	508	7.0%
j 社	-	0.0%	-	0.0%	377	4.2%	380	4.1%	310	4.3%
k 社	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	310	4.3%
l 社	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	267	3.7%
入札業者外	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%
再委託額合計	7,361	80.0%	7,619	82.8%	7,509	84.4%	6,580	70.8%	5,219	71.5%
落札額合計	9,200	100%	9,200	100%	8,900	100%	9,300	100%	7,300	100%

「伊賀県民局建設部提出資料より作成」

当該委託業務については、以下に記載する事実により、競争性が確保されていない蓋然性が極めて高く、早急に当該県民局もしくは県民局以外の者により改善に向けて調査を実施するとともに、次年度以降の入札基準の変更を検討すべきである。

【指摘】

- 再委託する理由は、津地方県民局津建設部で記述したとおり、委託業務を実施する人夫不足によるものであるが、過去 5 年間事業規模が増減しているにもかかわらず、過去 5 年間落札業者を除くすべての入札参加業者が下請けとなっており、慣行的に行われている可能性が高い。

- ・平成 13 年度および平成 15 年度においては、入札参加業者が増加し、かつ、事業規模が減少しているにもかかわらず、落札業者を除くすべての入札参加業者を下請けしており、上記可能性をさらに高めるものである。
- ・平成 14 年度において再度入札となっているが、落札者以外はすべて同一の金額で入札され、かつ、落札者は予定価格と同一金額で入札しており、確率論からすれば、事前打ち合わせの疑念を払拭することはできない。
- ・落札率が過去 5 年間 97% 超と極めて高い水準であることおよび入札価格帯（最低入札価格と最高入札価格の差）は、過去 5 年間 300 千円以下と僅少であるにもかかわらず、各年度で最低価格を提示した業者が重複していないことは、上記の競争性に関する疑念をさらに高めるものである。

まとめ

以上のように、改善できるにもかかわらず、入札に係る競争性に疑念を抱かせる状況を放置している行政側に問題があると言わざるを得ない。

また、過年度より、複数の入札参加業者が下請けをしている事例が特に伊賀県民局建設部において散見される。さらに、道路除草業務以外にも河川除草業務委託および冰雪対策業務委託においても、同様の事例が見受けられ、競争性の確保に関して極めて疑念を持たざるを得ない。

県全体で、競争性確保に疑念が生じる契約について早急にチェックする方策を整備し、迅速に確固たる対応を図ることが望まれる。【意見】

（カ）長期間同一業者が落札し、かつ、落札率が 95% 超の委託契約について

平成 10 年度から平成 14 年度までの 5 年間で落札業者が同一であり、しかも、落札率が 95% を超えていた契約は以下のとおりである。

（表 16 - 11：長期間同一業者かつ落札率 95% 超委託契約一覧）

所管部局	除草エリア
松阪地方県民局建設部	主要地方道鳥羽松阪線他（松阪市豊原町他）
	主要地方道松阪第 2 環状線他（松阪市下蛸路町他）
	一般国道 166 号他（飯高町粟野他）
南勢志摩県民局伊勢建設部	主要地方道伊勢大宮線他 5 線（K ブロック）
南勢志摩県民局志摩建設部	一般国道 167 号外 2 線

「各県民局建設部提出資料より作成」

上記エリアにおいては、平成 15 年度も同様の落札業者であり、かつ、落札率は 95%超であった。このことは、競争性が確保されていないことが主たる原因と考えられる。

次年度以降については、競争性を確保するべく、入札参加業者数の増加および業者の指名選定エリアの拡大等により指名方法を改善すべきと考えられる。【意見】

(キ) 指名業者の重複契約について

平成 14 年度において、入札指名業者が同一であった契約は下記のとおりである。

(表 16 - 12 : 入札指名業者同一契約一覧)

所管部局	除草エリア
津地方県民局久居建設部	一般国道 165 号線と青山高原公園線
	一主要地方道久居美杉線と一般地方道藤大三停車場線
	一般国道 368 号線と主要地方道青山美杉線
松阪地方県民局建設部	一般国道 422 号線他と主要地方道大台ヶ原線他
	一般地方道松阪環状線と一般地方道松阪環状線(その2)

「各県民局建設部提出資料より作成」

指名業者が同一である場合、分割発注に比し一括発注を実施したほうが、諸経費率の低下に伴う予定価格の引き下げ、ひいては落札価格の引き下げが可能であり、かつ、入札手続・検収手続等の県の事務コストの引き下げが可能となる。従って、今後このような場合には、一括発注の検討をすることが必要である。【意見】

また、指名業者の重複している津地方県民局久居建設部および松阪地方県民局建設部の平成 14 年度平均落札率は、96.6%および 96.2%と三重県平均 88.5%を上回っており、極めて高い水準である。業者指名基準の見直しについても検討すべきである。【意見】

(ク) 入札辞退について

北勢県民局桑名建設部における平成 14 年度の 306 号線他 G ブロックの除草業務委託の指名業者数は、「三重県建設工事等指名競争入札参加者指名要綱」が規定する最低の 9 社であった。しかし、入札時には、7 社が辞退したため、入札参加業者は残り 2 社となった。会計規則運用方針(通達)第 61 条および第 62 条関係第 2 項により、「多数のものを指名したが、辞退等により入札参加者が少数となった場合は、2 人以上の入札参加者があれば、入札を執行できる」と規定されているため、法的には問題はない。

しかし、この状況は、競争性が確保されているとはいえない。辞退した原因は、

他の除草業務（河川除草業務含む）における落札業者は、入札に参加することができない規定が存在するためであり、辞退した7社の業者すべてがこれに該当する。

三重県は、この規定を設定した理由として、短期間に広範囲な除草業務を実施しなければならないため、複数のブロックに分割しており、重複した場合、除草業務に支障をきたす恐れがあるためであるとしている。しかし、当該規定により、業者を指名した時点で、入札参加業者が当初の上記要綱の最低数である9社よりも減じる可能性が高いことを予測でき、競争性の確保が困難であることは認識できたはずである。

また、結果論とはいえ、当該入札による落札率は、北勢県民局桑名建設部の平均落札率84.32%より約9ポイントも高い93.31%（予定価格6,184千円、落札価格5,770千円）となっている。このような規定がある場合には、指名業者数を増やし、競争性確保に努めるべきであり、早急に改善を要する。**【指摘】**

（ケ）孫請け状況の把握について

伊賀県民局建設部における平成14年度の一般国道25号他5路線および一般国道368号他6号線の除草業務委託については、処理場への納品書および打合会議議事録を調査した結果、前者では2社、後者では6社の孫請け会社の存在を確認したが、伊賀県民局建設部では再委託通知書を入手しているにもかかわらず把握していなかった。委託業務の正確な施工体制を把握することは、委託業務の円滑かつ安全な遂行を監督する上で、極めて重要である。

上記エリアについては、再委託通知書の記載内容の確認および再委託の承認手続きについて適正化を図る必要がある。**【意見】**

（コ）情報開示について

三重県においては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）」に基づいて、入札・契約の適正化を促進し、公共工事に対する県民の信頼の確保と建設業の健全な発達を図ることを目的として「三重県建設工事公表要領」（以下公表要領という。）を平成13年4月1日より施行している。

公表要領第3条では、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（予定価格が2,500千円を超えないもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事であって三重県等の行為を秘密にする必要があるものを除く）について以下に示す情報の開示を規定している。

(表 16-13：建設工事に係る開示情報)

1	公共工事発注の見通しに関する事項
2	一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格
3	一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿
4	指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準
5	一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有するものにより当該入札を行わせた場合における当該資格
6	一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
7	指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由
8	入札者の商号又は名称及び入札金額（随意契約を行った場合を除く）
9	入札者の商号又は名称及び落札金額（随意契約を行った場合を除く）
10	最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
11	最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称
12	契約の内容（ 契約の相手方の商号又は名称及び住所 建設工事の名称、場所、種類及び概要 工事着手の時期及び工事完成の時期 契約金額）
13	随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由
14	予定価格、低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格

「三重県建設工事公表要領より抜粋」

しかし、除草業務については、建設業法で規定する建設工事に該当しないため、公表要領の対象となっていない。その結果、除草業務の入札及び契約に関する公表情報の主なものは、表 16-13 の項目のうち太字で記載した 8、9、14 の 3 項目であり、建設工事に比し限定されていると言わざるを得ない。

建設工事に限らず、あらゆる業務に係る入札及び契約の上記項目について公表することは、公表要領の目的の一つである県民の信頼の確保に資するものであることから、建設工事に限定せず、すべての業務について適用を拡大することが望まれる。

【意見】

(17) 木曾岬干拓地整備事業費

担当部局名	北勢県民局
担当チーム名	企画調整部(桑名)
委託契約名	木曾岬干拓地区排水機場等の運転および維持管理業務
委託先	木曾岬町
委託料	13,000千円
契約形態	随意契約
委託事業内容	木曾岬干拓地を良好に維持管理するため、排水機場の運転操作等を行う。
合規性の監査結果	
仕様書等作成手続	問題事項なし。
随意契約理由	問題事項なし。
契約締結手続	問題事項なし。
監督・検査・検収手続	問題事項なし。
支払手続	問題事項なし。

木曾岬干拓地は昭和41年度より都市近郊農業地帯を確保し、農業の近代化および農業経営の安定化を図ることを目的として国の直轄事業として開発されてきたが、事業開始から30有余年が経過し、干拓地を取り巻く社会経済情勢が大きく変化してきたため、その有効利用を模索してきたものである。そのため、平成10年3月に学識経験者、経済界、地元自治体等で「木曾岬干拓地土地利用検討委員会」が設置され、平成11年6月15日に「木曾岬干拓地土地利用に関する報告書」が提出された。

現在、三重県においてはこの「木曾岬土地利用に関する報告書」を受けて、国からこの干拓地を買いうけ、当面、現状の地盤高(平均マイナス1.0m)での利用を前提に、自然、環境、レジャー等の県民ニーズを満たす暫定的利用を計画している。

具体的には下記のとおりである。(「木曾岬干拓地の土地利用について」：平成15年4月 三重県総合企画局 ホームページより)

(表 17 - 1 : 木曾岬干拓地帰属先別面積)

(単位 : h a)

	三重県			愛知県	合計
	長島町	木曾岬町	小計	弥富町	
県(三重・愛知)	33.1	302.1	335.2	79.6	414.8
道路公団(第2名神)	1.7	2.1	3.8	0.4	4.2
国土交通省(河川堤防)	3.7	19.8	23.5	0.9	24.4
合計	38.5	324.0	362.5	80.9	443.4

(表 17 - 2 : 施設設備のスケジュール)

施設名	面積 : 単位ha	供用開始予定年度
建設発生土ストックヤード	20.0	平成 17 年度
野外体験広場	125.1	
・わんぱく原っぱ	(63.1)	平成 19 年度
・冒険広場	(45.3)	平成 22 年度
・デイキャンプ場	(16.7)	平成 20 年度
農業体験広場	55.2	平成 25 年度
運動広場	61.7	
・各種競技ゾーン	(27.3)	平成 25 年度
・多目的スポーツゾーン	(34.4)	平成 26 年度
自然体験広場	59.9	平成 28 年度
その他(道路・水路等)	13.2	
計	335.2	(3,351,859.36m ²)

面積欄の()内は内数

(参考)(次ページ 図17 - 1 : 土地利用計画図)

(図17 - 1 : 木曾岬干拓地土地利用計画図)



(木曾岬干拓地排水機等の運転および維持管理業務委託の概要)

木曾岬干拓地は上述のとおり、平均地盤高がマイナス1mであるため、大雨等の緊急時に備えて、強制排水を実施し、干拓地区内の内水位を保持する必要がある。そこで、県は地域の防災、地域排水業務との一体性を図る必要もあることから、排水機場の維持管理を地元木曾岬町に全面委託しているものである。

なお、木曾岬町は事務費56千円を除き、すべて木曾岬町から同町土地改良区へ同業務を再委託している。

これは、同土地改良区は同種の排水機場を町から委託され、東海農政局が干拓地を所管していた当時から同局の委託を受け同場の運転・操作し、長年熟知していることから、干拓地における排水機場の運転・操作にも柔軟に対応できること、また、同改良区の理事長には町長が就任しており、町の監理・監督が十分に及ぶと考えられることから県として再委託を認めているとのことである。

なお、具体的な排水機場の維持管理業務委託契約の内訳は下記のとおりである。

(表17-3:委託料内訳)

(単位:千円未満四捨五入)

費目・工種・施工名称など	金額	備考
日常管理費	4,531	機器点検等の巡視の人件費
定期点検費	759	排水機の月次定期点検費用
操作経費	1,485	ディーゼル排水機運転操作の人件費
契約に要する費用	6	公用車 移動費
通信費	2	運転日誌 郵送費
労災保険料	73	
廃材処理費	2,192	ごみ除去の人件費、処分費、運搬費等
除草費	3,076	除草(年4回以上)人件費、処分費、運搬費等
消耗品費	10	
小計 直接業務費	12,134	
事務費	866	直接業務費の8%以内
合計 維持管理業務委託料	13,000	

(注)当該委託料は干拓地の所有面積に応じて、三重県、愛知県、日本道路公団の3者で費用を負担しており、三重県の実質負担は10,040千円となっている。

(監査の過程で発見された事項等)

(ア)木曾岬干拓地の有効土地利用について

木曾岬干拓地は国から平成13年3月に買い受けているが、その金額は非常に多額となっており、県の財政状況等を考えると一度に負担することは困難である。そ

のため、三重県土地開発公社が一括して国から購入し、県は同公社から 20 年間分割で買い上げることとなっており、その元金額は 117 億 32 百万円、事務費および利息を含めて総額 131 億 56 百万円となっている。この購入費用を含め、施設整備及び維持管理の費用が木曾岬干拓地整備事業として見込まれており、平成 14 年度は土地開発公社からの取得費用 約 7 億 14 百万円、木曾岬干拓地環境評価調査費用 約 53 百万円、上述の排水機場の維持管理業務委託料 13 百万円等、総額約 7 億 97 百万円の事業費が計上された。

木曾岬干拓地には上述のような多額の県費が使われており、現状を保つだけでも当該排水機場の維持費 13 百万円等かなりの維持費がかかる事業である。この広大なまとまった土地をいかに県民のために有効に利用するかは非常に大きな課題である。すでに伊勢湾岸自動車道（第 2 名神自動車道）も開通し、環境面の変化も起こっていると考えられ、県民のニーズを的確に把握し、もっとも有効な利用ができるよう引き続き取り組んでいく必要があると判断する。【意見】

（イ）ディーゼル排水機の運転に関する費用について

木曾岬干拓地の排水には 4 台のディーゼル排水機と 1 台の電気排水機が使用されている。日常の排水には自動の電気排水機が使用され、大雨等の緊急時に他のディーゼル排水機を使用して水位を保つようにしているものである。具体的なディーゼル排水機の平成 14 年度運転実績は次のとおりである。

（表 17 - 4 ディーゼル排水機運転実績）

（単位：時間）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
旧機場													
1号機	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	1	0.5	1	0.5	0.5	0	0.5	6.5
2号機	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	1	0.5	0.5	0.5	2	0	0.5	7.5
新機場													
1号機	0.5	1	0.5	1	0.5	1	3	1.5	1	3	1	2.5	16.5
2号機	0.5	1	0.5	1	0.5	1	2	0.5	1	3	1	2.5	14.5
合計	2	3	2	3	2	4	6	3.5	3	8.5	2	6	45

「排水機場運転日誌より集計」

平成 14 年度におけるディーゼル排水機の運転費用の見積もりは過去 2 年間（平成 11 年度および平成 12 年度）におけるディーゼル排水機の利用実績をもとに年間 122.25 時間の利用予想のもと 1,485 千円の操作管理費（人件費部分）として計上した。

しかしながら、平成 14 年度のディーゼル排水機の運転時間を運転日誌より集計したところ、表 17 - 4 のとおり、4 機トータルで 45 時間に過ぎなかった。この差について質問したところ、上記はポンプの実際運転時間であり、上記以外に点検後の試運転 44 時間、トラブル防止のための慣らし運転 38 時間の合計 127 時間がかかっているとのことであった。

ただし、排水ポンプ機の定期点検費は別途 44 人日分積算されており、固定費的な点検後の試運転にかかる人件費は、十分この定期点検費で補えるのではないだろうか。県の積算資料では、点検後の試運転にかかる人件費をどのように取り扱うかが明確になっておらず、また、この操作経費にかかるディーゼル排水機の運転時間はもともと夜間運転が 120 時間あることを想定して積算していることから点検後の試運転を操作経費に含めて集計することはいささか問題があると思われ、改善の余地があると考えられる。**【意見】**

さらに、ディーゼル排水機の運転時間は記録されているものの、実際に何時から何時までどのような作業をしたのかを確認できる日報は入手しておらず、事後的な検証が十分実施されていない。実際の業務に応じた適正な契約金額とするため、積算時の想定事項と実態との比較検証を行うべきである。**【意見】**

(18) 河川維持修繕事業

担当部局名	北勢県民局
担当チーム名	桑名建設部
委託契約名	鍋田川上流・下流排水機場および水門管理業務
委託先	鍋田川排水管理協議会
委託料	14,544千円
契約形態	随意契約
委託事業内容	鍋田川上流および下流の排水機場の操作業務ならびに水門等管理業務
合規性の監査結果	
仕様書等作成手続	問題事項なし。
随意契約理由	問題事項なし。
契約締結手続	契約書の記載に不備がある。
監督・検査・検収手続	問題事項なし。
支払手続	問題事項なし。

当委託事業は、三重県桑名郡木曾崎町大字加路戸地内の鍋田川上流・下流排水機場操作および水門管理業務と同所大字源緑輪中地内の鍋田川水門等管理業務とを愛知県と負担を均等にして鍋田川排水管理協議会（以下、協議会という）へ委託している事業である。

(監査の過程で発見された事項等)

ここ5年間の契約は、協議会への一者随意契約であり、単年度契約であるが平成12年度から14年度までの三重県が負担した委託料金額は、14,544千円と同額である。この委託料の金額については、過去の実績を踏まえ決定されている。

当委託事業は、愛知県との共同委託事業であり、単独発注とは異なり意見の調整等難しい部分がある事は推察されるが、県費を使った委託事業であり、発注元の責任として、委託業務内容の定期的な見直しを行う必要があるとともに委託金額の再検討を実施すべきである。現実には、契約金額を超えて委託業務のコストが発生する場合があります、その場合には超過分は協議会の負担で賄われているとの回答であるが、仮にそのような状況であればなおのこと、三重県の負担とすべき責任の範囲と地元（協議会）の負担とすべき範囲を明確にして、相互に協力して排水・防災事業を進められる体制を作り上げる必要がある。

次年度契約に向け、愛知県、協議会との協議並びに調整が必要である。【意見】

また、委託契約書の記載事項については、消費税等の取り扱いが明記されていないとともに、契約の解除の条項等の記載がなく、早急に再点検を行い不備事項の補正を行う必要がある。【意見】

(19) 県庁舎等管理事業費

担当部局名	津地方県民局
担当チーム名	企画調整部
委託契約名	津庁舎設備管理業務
委託先	株式会社日乃出エアコン
委託料	18,900千円
契約形態	一般競争入札
委託事業内容	津庁舎の電気・機械設備等の日常保守管理に関する委託業務
合規性の監査結果	
仕様書等作成手続	問題事項なし。
入札手続	問題事項なし。
契約締結手続	問題事項なし。
監督・検査・検収手続	問題事項なし。
支払手続	問題事項なし。

当委託事業は、一般競争入札によっており、その手続も合規に実施されており、準拠性について何ら問題はない。また、一般競争入札であるため契約対象者の門戸を広げ、競争原理を導入し契約金額の決定をしている。従って契約業者が契約の履行を適切に行うための専門家を有しない場合、再委託をする事は可能とされている。

このような前提の許、三重県と株式会社日乃出エアコン（以下会社という）との間で期間3年、56,700千円（税込）の設備管理業務契約を締結した。

会社は、自社で受託業務の全てを実施する事はできないため、次のような業務分担により契約履行を行うこととした。

自社で行う受託業務

- 空気調和設備運転監視業務
- 空気調和設備日常点検業務
- 給排水ガス設備監視業務

再委託業務

- エレベーター保守管理業務
- 消防用設備等点検業務
- 電気設備保守業務

空気調和設備定期点検業務
給排水衛生ガス消火設備日常点検業務
給排水ガス設備定期点検業務
その他設備保全業務

この再委託の部分（3年分、税込）は12業者に対して47,107千円となり、三重県からの委託料総額の83%を占めている。

（監査の過程で発見された事項等）

会社との委託契約書の条項には実施業者や実施業務を把握するため再委託の事前報告義務が盛り込まれている。会社よりの事前報告は適正に行われており、合規の手続である。

過度の再委託による協力は体裁を変えた業者間談合と同様の弊害を生む危険はあるが、かと言って再委託について厳しく制約すると、競争入札に多くのスペシャリストを持つ大手業者しか参加できなくなる可能性もある。

従ってこのように委託業務の金額比で83%を他の業者に再委託しているからと言って、三重県としては問題とはしない考えである。

本委託事業の場合、一般競争入札での最低価格で落札しており、予定価格、参加業者の入札価格、参加業者の構成等を検討し業者間談合の危険性はないものと判断できるが、「庁舎管理業務委託の条項」には、第4条（委託又は下請）で「乙（受託者）は、この契約の履行についての業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合には、あらかじめ甲（委託者）の承認を得なければならない。」と定められている。

本委託事業のようにその委託料の大半を再委託するケースは、この第4条に定める再委託の趣旨に合致するのか、はなはだ疑問である。

また、本委託事業遂行上の契約保証金を約定に従い契約金額の100分の10以上となる5,700千円徴収しているが、このように再委託比率が極端に高い場合、会社に自社単独での受託業務の遂行能力が乏しいと判断されるのであるから、リスクヘッジのために委託業務完成保証人を求めるべきではないかと考える。【意見】

(20) 汚水処理業務（松阪）

担当部局名	津地方県民局
担当チーム名	下水道部
委託契約名	松阪処理区維持管理業務
委託先	高須町自治会
委託料	10,070千円
契約形態	随意契約
委託事業内容	中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）の浄化センターである松阪浄化センター内の除草、清掃、ゴミ処分等の業務委託
合規性の監査結果	
仕様書等作成手続	問題事項なし。
随意契約理由	問題事項なし。
契約締結手続	見積書が受領されておらず、また予定価格調書の作成がなされていない。
監督・検査・検収手続	問題事項なし。
支払手続	問題事項なし。

中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)の浄化センターである松阪浄化センター内(図20-1参照)の除草、清掃、ゴミ処分等を委託しているものである。松阪浄化センター内の諸施設(せせらぎ公園・多目的グラウンド・サッカー場等)は、利用客が多く、諸施設および周辺は常に最良の状態に保っておく必要があり、また、施設内のトイレも不特定多数の人が数多く利用することから、常に清潔にしておかなければならない。

高須町自治会は、浄化センター所在地の地元自治会であり、諸施設の計画時から松阪浄化センター環境問題検討会に役員が参加し、自治会自体の環境に対する意識も非常に高い。浄化センター外の周辺環境美化にも従前から積極的に取り組んでいる良好な地域社会の維持のために活動している団体(法人)であるため、高須町自治会と契約したものである。

なお、委託設計額も営利を目的としない団体であるため、低率の諸経費を使用する等安く積算されており、安価での契約が可能と考えたものである。

(図 20 - 1 松阪浄化センター全容)



(監査の過程で発見された事項等)

県の契約事務の手続きによれば、随意契約の場合も原則として予定価格を設定し、予定価格調書を作成する必要がある。また、契約の前段階で見積書を提出させ、合意の上で、契約書を作成することとなっている。

しかしながら、当該委託事業の場合は予定価格調書の作成および見積書の提出は行われていなかった。質問したところ、県で予定価格を設定し、これを契約書(案)として高須町自治会に提示して、合意がなされたため、これらの手続きを省略してしまったとのことであった。

実質的には大きな問題とはならないものの、規則にしたがって、予定価格調書の作成、見積書の提出を受ける必要があった。**【指摘】**

なお、当該事業のように、地域の自治会やNPO等に清掃、除草等の業務を委託することは、住民の環境に対する意識を向上させる意味で非常に有用であるという利点がある。また、作業自体も地域の美化につながるということで懸命に取り組んでもらえるとのことである。これらの自治会、NPOといった団体の有効活用を他の事業でも考えてはどうだろうか。**【意見】**